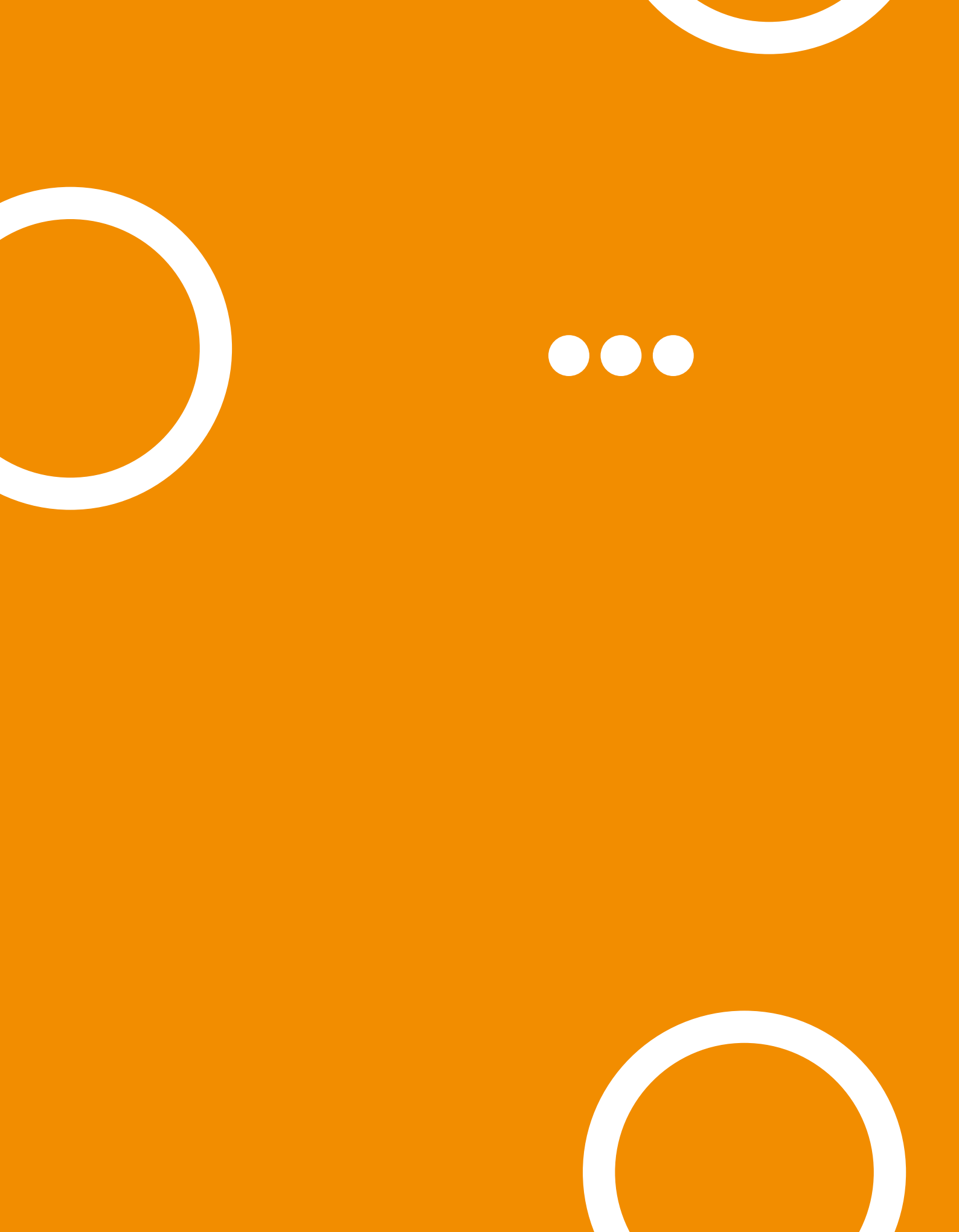




Doing Business in the Netherlands 日本語版 2023





目次

イントロダクション	5
なぜ、オランダに投資するのか？	7
経済の概況	7
未来を見据えた人材	8
イノベーションと外資優遇措置	8
デジタルトランスフォーメーション	9
持続可能な経済	9
ヨーロッパへのゲートウェイ	
優れた物流及び技術インフラ	10
ビジネス運営	11
産業	12
法務	15
法人を介したビジネス	15
法人格のある事業体	15
法人格の無い事業体	16
支店	17
オランダの税制	19
タックスルーリングと協力的な税務当局	20
国際税務	22
オランダ税制	26
税務コンプライアンス	43
人材と労働法	48
人材	48
労働法に基づく要求事項	49
移民	50
会計と監査	51
会計上の要求事項	51
アニュアルレポート	52
PwC とは	55
連絡先とリンク	58



ALLE
REMBRANDTS

BOEK ONLINE! 15.02-10.06.2019

RIJKS MUSEUM

イントロダクション



この度、2023年度版のPwCオランダ Doing Businessを発行できることを大変光栄に思います。Doing Businessはオランダ投資ガイドとして国際的な企業活動を拡大し、社会、企業の成長、革新性、及び信頼への貢献を可能とするユニークな機会を提供するための冊子です。企業がビジネスを行うにあたって、オランダは世界でもっとも開けた経済の一つです。ヨーロッパ最大の港を含む優れたインフラ、競争力のあるビジネス環境、そして、強力な労働力がオランダ経済の特徴です。オランダ税制は、イノベーションや企業活動を刺激する様々なインセンティブを特徴としています。また、オランダの国際色豊かな環境は、高度な教育を受けた多くの外国人労働者を魅了し続けています。

様々な課題が絶え間なく生じる足元の外部環境下において、幸いにもオランダはダイナミックで順応性が高い国として社会に認識され続けています。不確実な環境下においても、オランダの金融、経済そして社会は依然として安定しており、現政府もこの立ち位置の堅持を望んでいます。オランダは、引き続き優れた投資環境であり、EU域内市場で事業を成功させるためのヨーロッパにおける玄関口・強固な基盤となりうると考えています。

この投資ガイドにより、オランダにおいてビジネスを行うための主要なポイントを幅広く理解することができます。私たちは外国企業や起業家がオランダ市場に最初に進出する際に抱える多くの疑問に答えています。これは、オランダでビジネスを始めるにあたって私たちが過去に蓄積してきた多くの進出企業に関する経験をもとにしています。

この投資ガイドは、経済環境、発展した産業とビジネスセグメント、オランダ生活環境と様々な労働力に関する側面を含め、オランダでビジネスを始めるに際しての要点をカバーしています。また、オランダのビジネスでもっとも活用されている法人形態、税制、人事、労働法及び会計に関する重要な項目も含んでいます。

2023年度版のPwCオランダ Doing Businessは、あくまでスターティングポイントにすぎません。貴社がより詳細な情報を必要とする場合には、私たちの専門家が喜んでサポートさせていただきます。

PwCオランダを代表して、本書が皆様にとって有益な情報となりますこと、ならびに貴社のオランダでの持続可能なビジネスの成功を心より祈念いたします。

Remco van der Linden

Partner and board member of PwC's Tax and Legal practice, responsible for Markets



FLORES*

Drinks

Pizza

Drinks

Pizza

Sandwich

なぜ、オランダに投資するのか？



プロフェッショナルサポートが整った環境、戦略的なロケーション、安定した法制度、高度な教育を受けた多言語を話せる労働力、洗練されたインフラなど、ビジネスを展開する上で大きな利点がオランダには多く存在します。我々の観点からみて、以下の要素が、オランダがヨーロッパの(デジタルな)玄関口として成り立っていることを示しています

経済の概況

ビジネスと生活に適した国

IMD(国際経営開発研究所)発表の「世界競争力ランキング2022」において、オランダは世界第6位にランクされているなど、ワールドクラスのビジネス活動拠点の一つであり、極めて競争力の高い国際都市となっています。

IMDのランキングによると、オランダは事業の効率性及びインフラで高いポイントをマークしており、特に事業の効率性の指標となる労働力及び金融で高スコアとなっています。

オランダはヨーロッパの玄関としての戦略的なロケーションに位置しており、欧州市場への進出に最適な場所です。アムステルダムまたはロッテルダムから欧州の主要な市場の95%以上に対して、24時間以内にアクセスすることが可能です。

これに加えて、事業立ち上げに必要な法的及び税制上の支援体制、高度に教育され、多言語を操る労働力、優れた物流及び

技術インフラが整っており、小・中規模からフォーチュン500に入るグローバル企業まで、オランダを欧州進出の玄関口としてオランダを選んだのも不思議ではありません。

また、際立ったビジネス環境に加えて、オランダは物価も手ごろであり、質の高い生活を送ることができます。「UNICEF世界幸福度調査レポート2022」において、世界第5位の幸福度の高い国となっており、子供達の幸福度の分野においては世界第1位になっており、オランダは生活水準が高い国の一つです。オランダは、OECDのベターライフ・インデックス2020年で8位を占めています。オランダは労働、ワークライフバランス、教育と技能、環境の質、社会的つながり、市民活動、個人の安全、主観的な幸福度において平均以上のスコアを獲得しています。

世界銀行による調査によると、オランダ政府は、世界でもっとも機能している政府の一つであり、政府有効性指数において、世界で6位となっています。加えて、オランダは世界で最も政策的な面で安定している国の一つであり、進出企業が中長期的な事業上の意思決定を行い易い環境にあるといえます。

オランダには、幅広い租税条約ネットワーク、外国籍の知的労働者への優遇措置、税務の取扱いを事前に当局との間で協議できる税法解釈の確実性を担保する事前協議確認制度等、多国籍企業の事業の成功を支援する様々な制度も存在します。

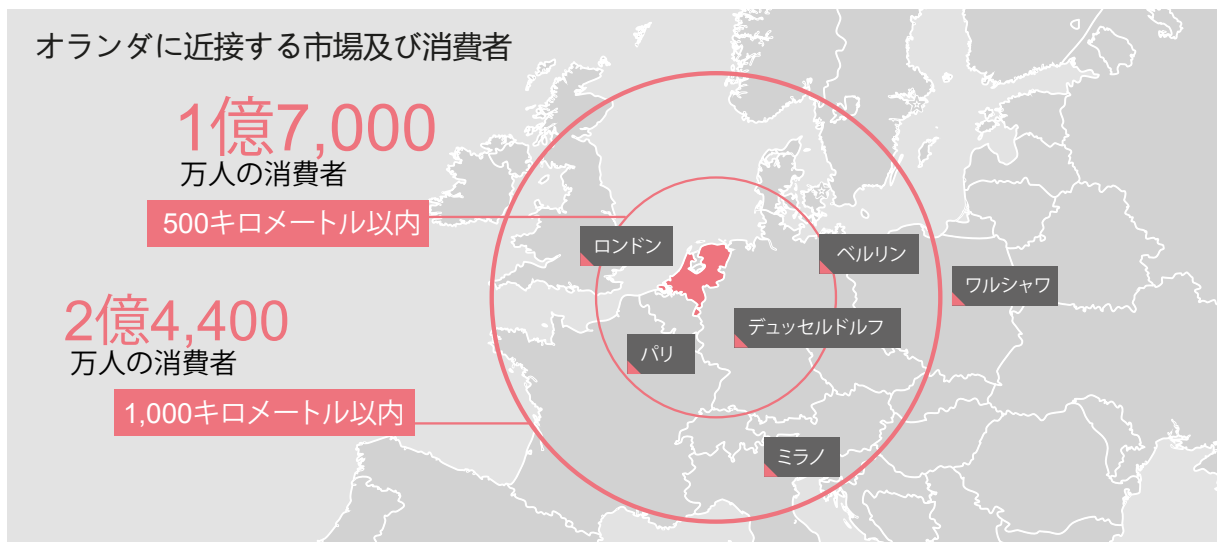
オランダに近接する市場及び消費者

1億7,000
万人の消費者

500キロメートル以内

2億4,400
万人の消費者

1,000キロメートル以内



未来を見据えた人材 オランダにおける労働力

オランダは、高い専門性、生産性の高さと柔軟性、多言語を操る労働力に溢れています。2022年度のEF英語技能指数では、100か国中1位となりました。英語に加えて、他国よりも高い割合でオランダ人はドイツ語やフランス語を話すことができます。

オランダは、特に「成長」、「可能」、「維持」を柱として優秀な人材を集める競争力を有する国の一つです。グローバル人材競争力指数(Global Talent Competitiveness Index) 2022によれば、オランダは成長産業へのアクセスの容易さや世界トップクラスの教育、生涯学習といった要素で高順位となっています。これらの要素は、良好な経営慣行や企業における積極的な技術の採用などによる事業面と人材面の展望によって強化されています。またオランダ統計局(CBS)やEU統計局(Eurostat)が実施した調査によると、オランダは住民のデジタルスキル、例えば、インターネット、コンピュータ、ソフトウェアの利用の習熟度などに関して、EU加盟国の中で上位にランクされています。

オランダは、AECCの「世界で最も優れた教育制度」ランキングで第4位となっており、世界最高水準の大学や教育機関で構成された高度な教育制度を有しています。将来に渡って高い人材競争力を維持できるように、オランダ政府、シンクタンク、産業・民間セクター、その他機関が緊密に連携しています。

オランダの労働力は、その生産性、主には高い水準の教育や研修、そしてIT投資により高い競争力を有しています。オランダにおける安定した政治とビジネスに対する実践的なアプローチのおかげで、ヨーロッパ全体の中でも極めて、労働紛争も少ない国です。

また2022年に実施されたEU労働力調査によれば、オランダは生涯学習において上位にランクしており、生涯学習とキャリア開発はオランダ政府が強くコミットするテーマでもあります。2022年9月にオランダ下院で発表された生涯学習に関する政策発表によると、従業員が継続してキャリア開発が可能となる十分に機能し将来性のある人材市場の創出に貢献するべく、生涯学習とキャリア開発の文化を強化したいと述べています。その野心的な政策を実現するため、オランダ政府は生涯学習に関する取り組みに対して2022年から2027年の6年間で約12億ユーロという歴史的にも巨額の投資を行うことで推進しています。

国際色豊かな国として、オランダでは、多くの外国人労働者が働いています。当該労働者は、一定の条件を満たした場合、「Highly skilled Migrant Visa」と呼ばれる個人所得税上、優遇された就労Visaを申請することが可能です。

多様性(Diversity)、公平性(Equity)、包摂性(Inclusion)(DE&I)

従業員、顧客、投資家は、企業に対して以前にも増して公平性(Equity)及び包摂性(Inclusion)に関する模範的な価値基準を求めるようになっており、これらを背景に企業はDE&I施策に前例のないペースで投資しています。投資家等は企業に対してステークホルダーに対する高い関与を促すだけでなく、財務パフォーマンスを高め、イノベーションを可能にすることを求めています。多様な従業員を通する包摂的な企業は、ステークホルダーに対する関与を高め、より効果的な事業運営が可能となります。また多様な人員構成を持つチームは、皆が自律性を有し、結果としてより優れたパフォーマンスを発揮し、より革新的になります。

オランダ政府は国内外において、平等、無差別、言論の自由、性的指向の自由などの人権の保護・促進に努めており、組織における多様性、公平性、包摂性の促進にコミットしています。世界的な社会的公正を求める声の高まりもあって、DE&Iの新たな取り組みを計画することはオランダにおいてますます多くの組織と高い優先事項となっています。しかしこのように社会的要請が高まっているにも関わらず、企業におけるDE&Iプログラムの設計や実施等の状況は発展途上です。Monsterboard 社の実施したFuture of Work 2021の報告書によると、オランダの経営者のうち42%はD&Iに関する戦略をまだ策定していないと答えています。とりわけオランダの中小企業ではこれらに取り組む余地が大きいです。前向きな情報としては、多くの企業がそれらに取り組んでいることを示していることが挙げられます。

イノベーションと外資優遇措置

オランダDNAの一部s

イノベーションに関して、オランダは世界のフロントランナーの1つです。グローバル・イノベーション・インデックス2022(世界知的所有権機関, 2022)によると、起業家政策と文化、政府の有効性、スタートアップとスケールアップのための金融、大学と業界のコラボレーション、知的財産の有効活用のための投資など、さまざまなイノベーション・インプットの分野で高いスコアを上げています。イノベーション・アウトプットに関しては、オランダは知識の創造、知識の普及、オンラインの創造性という分野で傑出しています。

オランダの産業界には、世界的に高い評価を得ている革新的で知識集約的な企業が多数あり、多くの研究開発を実施しています。さらに、オランダには、農作物、ライフサイエンス&ヘルス、ハイテクシステム、化学、クリーンエネルギー、IT、クリエイティブ産業など、大きな成功を収めている革新的なクラスターが数多く存在します。

海外投資と起業の活性化

オランダの法人税は欧州でも競争力があり、20万ユーロまでの課税所得に対して19%、20万ユーロを超える課税所得に対して25.8%の税率となっています。また、さらに多くの魅力的なインセンティブプログラムがあることから、グローバル企業にとって充実した財政支援を提供しています。

オランダは、有利な法人税体系とイノベーションを刺激する特定の研究開発活動に関する税制優遇措置を通じ、研究開発活動への取り組みを積極的に推進しています。

オランダのインセンティブと税制については、後ほど詳しく説明します。

デジタルトランスフォーメーション

オランダは、デジタル化において欧州およびグローバルリーダーの一角を占めています。EU Digital Economy and Society Index 2022によると、人的資本(デジタルスキル)、接続性、デジタル公共サービス、企業によるデジタル技術の統合においてフロントランナーの一角を占めています。また、オランダの消費者はデジタル分野のフロントランナーであり、新しいデジタルアプリケーションを率先して受け入れています。

また、オランダは量子テクノロジーにおけるリーディングプレーヤーの1つであり、欧州最大のセキュリティクラスターを有し、欧州で最も先進的なデータセンター事業マーケットの1つでもあります。さらに、グローバルなゲーム産業(シリアスゲームとエンターテインメントゲームの両方)で活躍する企業のホットスポットであり、Eヘルスソリューションのフロントランナーでもあります。オランダはまた、多くの人工知能のイノベーターの本拠地でもあります。オランダ政府は、人工知能のフロントランナーであり続けることの重要性を認識しており、2019年にオランダ政府は「AIに関する戦略的行動計画」を開始しました。

2022年11月、経済・気候政策省は、オランダの誰もが参加できる、レジリエントで起業家精神に溢れ、革新的で持続可能なデジタル経済を実現するという目標を持って、「デジタル経済戦略」を立ち上げました。

この目標を実現するために、オランダ政府は、中小企業のデジタル化の加速、デジタル市場とサービスが十分に機能するための適切な条件の整備、安全で信頼できる高品質のデジタルインフラの維持・強化、サイバーセキュリティの強化、デジタルイノベーションとスキルの向上の5つの優先事項に取り組むことにコミットしています。デジタルイノベーションは、クラウドアプリケーションのための環境整備や、人工知能、量子、ブロックチェーン、5/6Gなどのデジタル技術に官民で投資することで活性化されるでしょう。

持続可能な経済 循環型経済へ

2021年のオランダの再生材料利用率は34%で、EUの中では最も高く、ベルギーとフランスがこれに続き、それぞれ21%と20%となっています。近年では、オランダにおいても、循環型経済に対する関心が大幅に高まっており、オランダ政府も2050年までに完全循環型経済を目指しています。また、これを達成するために、産業界、学術機関、市民団体、その他の関係当局との連携も進んでいます。オランダ政府の循環型経済プログラムは、2050年までにオランダにおける循環型経済を達成するために、何をすべきかを示しており、その計画では、2030年までに一次原料の消費を半減することを目指しています。また、オランダ政府は循環型経済をできるだけ早く達成するための以下の3つの目標も設定しています：

- 既存の製造工程における原材料のより効率的な利用
- 新しい原材料が必要とされる場合には、可能な限り持続可能な形で生産を行い、再生可能で広範に利用可能な原材料を使用
- 新たな製造方法の開発及び循環的な新製品の設計

本プログラムの一環として、Holland Circular Hotspotが設立されました。このプラットフォームでは、企業、学術機関、地方自治体など、官民が協力し、オランダにおける循環型経済に対する国際協調と知見の共有などを進めています。

再生可能エネルギーの世界的リーダー

オランダは再生可能エネルギー分野で世界をリードする国の一つとなっています。また、電気自動車の導入に関しても世界有数の国の一つであり、EUの公衆充電ステーションの約30%があります。

また、風力タービン技術を中心に、再生可能エネルギーの研究開発においてもトップの位置を占めており、優れたエネルギー関連の研究開発施設や、イノベーションを支援・刺激するインセンティブプログラムなども提供しています。これらに加えて、オランダは、様々な国際的な洋上風力エネルギーイニシアチブの本拠地であり、2030年までに洋上風力エネルギーの製造を倍増させる計画が打ち出されています。

2021年、オランダの総発電量の33%は再生可能資源由来のものとなっており、これは対前年比で22%の増加となっています。オランダは、持続可能なエネルギーの創出に高い目標を掲げています。2019年のNational Climate Agreementにおいて、2030年に全電力の70%、およびエネルギー全体の少なくとも27%を再生可能エネルギー由来とすることを規定しています。これに加え、2021年7月29日の欧州気候法(European Climate Act)施行により、EUにおける温室効果ガス排出削減目標のさらなる強化が謳われたことで、オランダでは再生可能エネルギーにシフトのための追加施策をとる必要が生じました。これを受けて2021年12月に発表されたオランダの連合協定では、欧州気候法に従い、オランダ気候法における目標を2030年までに55%のCO2削減への引き上げが合意されています。政府も、産業、モビリティ、建設された環境・クリーンエネルギーインフラのサステナビリティ対策のために、350億ユーロの気候・移行基金の創設を発表しています。

ヨーロッパへのゲートウェイ 優れた物流及び技術インフラ

オランダは、2005年以来、毎年公表されているDHLグローバル接続性指数で1位となっています。同指数の2021年度版において、オランダが多くの異なった国々と繋がり、グローバル貿易をより深く統合的なものとしていることが称賛されています。

オランダは、ワールドクラスの港(ロッテルダム港)及び空港(スキポール空港)、広範囲に及ぶ道路、鉄道網及び水路を有しており、また、品質、スピード、安定性の観点から世界的に優れたデジタル通信ネットワークが整備されていることから、インフラ面において世界でもっとも優れた国の一つとされています。優れた物流インフラとEUの中心に位置する地理的ロケーションにより、オランダは大陸そしてその先への円滑なアクセスを可能としています。鉄道、陸、海を通じて、企業はアムステルダム又はロッテルダムから24時間以内に1億7千万人の消費者へアクセス可能です。

さらに、オランダの高品質な通信インフラは、企業や企業の製品及びサービスがどのように、どこに移動しても、常に高速なネット接続を提供しています。一人当たりのブロードバンド普及率が世界で最も高く、ブロードバンドの平均速度が世界で最も速く、4Gの普及率が99%となっており、ヨーロッパのデジタルゲートウェイでもあります。ヨーロッパ大陸と北米を直接結んでおり、大西洋横断海底ケーブルのほとんどがオランダに直通しています。また、世界最大のインターネットトラフィックのハブの一つであるアムステルダム・インターネット取引所(AMS-IX)もあります。

PwCオランダでは、EU Direct Tax Groupのネットワークとも協力し、EU域外クライアントの複雑な税務・法務に対するサポートを行っています。また同時に、オランダ関連のトピックにおいてEUとEU域外クライアント間のネットワークも支援しています。さらに、PwCオランダでは、EUゲートウェイニュースレター(毎月発行)を通じて、重要なEUの税法/EU27カ国の国内動向の発信も行っているなど、EU域外クライアントにおける最も身近なアドバイザーになることを目指しています。



ビジネス運営

欧州統括会社

ヨーロッパ最大市場の中心に位置するオランダは、国際的な企業や欧州、地域統括本社の設置に適しています。

国際色の豊かさ、そしてプロビジネス環境、高い教育水準の労働力、トップクラスの物流及び技術インフラ、及びイノベーション・エコシステムによって、EUの中でもっともダイナミックな貿易と産業のハブの一つであるオランダは、多くの国際的な企業にとって欧州におけるビジネスの成功に最適な環境を提供しております。

物流と配送

世界有数の海港、都心に位置する空港、広大で近代的な道路・高速道路網などのオランダの交通・物流インフラ、トップグレードの物流サービスプロバイダーの存在は、欧州での国際物流・流通事業の確立を目指す企業にとって大きな資産となっています。また、オランダには多くの世界トップクラスの物流サービスプロバイダーが存在しています。アムステルダム・スキポール空港は、直行便に基づく欧州第2位の接続性を誇る空港(Airports Council International, 2022)であり、欧州最大の貨物空港の1つです。ロッテルダム港は、欧州最大の海港であり、東アジアを除くと世界最大の海港です。

これらと他の要因によって、オランダは欧州への真の玄関口であり、農業/食品、ファッション、ハイテク、医療技術などの多数の産業にわたって欧州および地域の豊富な流通センターがあり、電子商取引やスペアパーツの物流活動のための拠点となっています。世界有数の海港、都心に位置する空港、広大で近代的な道路・高速道路網などのオランダの交通・物流インフラ、最高水準の物流サービスプロバイダーの存在は、欧州での国際物流・流通事業の確立を目指す企業にとって大きな資産となっています。また、オランダには多くの世界トップクラスの物流サービスプロバイダーが存在しています。アムステルダム・スキポール空港は、直行便の数の面で欧州第2位の接続性を誇る空港(Airports Council International, 2022)であり、欧州最大の貨物空港の1つです。ロッテルダム港は、欧州最大の海港であり、東アジアを除くと世界最大の海港です。

これらと他の要因によって、オランダは欧州への真の玄関口であり、農業/食品、ファッション、ハイテク、医療技術などの多数の産業にわたって欧州および地域の豊富な流通センターがあり、電子商取引やスペアパーツの物流活動のための拠点となっています。

スタートアップ

オープンな文化、起業家精神、イノベーションを重視することで国際的に有名なオランダは、スタートアップにとっても、その活動・コラボレーションの本拠地となっています。起業家にとって創造的な雰囲気から、ヨーロッパにおけるスタートアップのハブとして発展を続けています。「Global Startup Ecosystem Report 2022」(Startup Genome)によれば、オランダはヨーロッパで4番目にスタートアップに適した国であり、アムステルダムは、ヨーロッパで2番目の優れたスタートアップのためのエコシステムを提供する地域となっています。また、同レポートでは、アムステルダムの開放的でダイナミックな環境、及びそのコミュニティ中心の精神に加え、欧州有数の様々な事業促進プログラム・

イニシアティブの存在にも言及されており、その例としてHolland in the Valley、ScaleNL、Global Entrepreneurが挙げられています。また、Dealroom.coによると、いわゆるユニコーン企業は20社以上にのぼるなど、アムステルダムは高い成長を示すテックハブのトップ3にランクインしており、またアイントホーフェンもサイエンスハブランキングにおいて7位にランクインしています。

オランダのスタートアップビザ制度では、起業家が革新的なビジネスを始めるために、条件付きで「スタートアップ」として1年間の一時滞在許可を申請することができます。

研究開発

世界クラスの研究施設、魅力的な研究開発税制、科学、産業、政府間での多くの戦略的パートナーシップにより、オランダは研究開発活動のハブとして機能しています。

オランダは、欧州委員会の2022年「European Innovation Scoreboard」で4位をマークするなど、ヨーロッパの中でもイノベーションにおけるリーダーの一角を占めています。多くの主要な国際企業の欧州における研究開発拠点として、オランダは百万人当たり特許出願件数の面で欧州の中で4番目に位置しています(2020年欧州特許庁)。また、繁栄し続けるスタートアップ企業は、毎年多くの特許を生み出しています。

オランダには多くのイノベーション拠点があり、その中には、High Tech Campus Eindhoven、TU Delft Campus、Kennispark Twente、Wageningen Campus、Amsterdam Science Park及びCampus Groningenなど、画期的な進歩を促すための10のキャンパスが含まれています。これらの企業や学術機関のクラスターは、共同研究やイノベーションを加速するための素晴らしい機会を提供しています。

製造

オランダは高度な技術を持ったエンジニアと様々なバリューチェーンにおける先進的かつ協力的なサプライヤーネットワークにより、ヨーロッパにおける製造拠点の設立、再編を検討している企業に大きなメリットをもたらします。

ライフサイエンスや化学から、海運、IT産業に至るまで幅広い産業に属する主要な多国籍企業がすでに先進的な製造拠点をオランダに構えています。オランダ経済・気候政策省が2022年7月に発表した戦略的グリーン産業政策では、オランダにとって製造業の重要性が強調されており、政府はオランダが製造業の持続可能性の向上、技術革新や循環経済などといったソリューションの実現をリードすることを目指しています。また、製造業におけるイノベーションの促進やグリーン技術拡大のための補助金は数百億ユーロにのぼり、その例としてはCO2削減に関する合意や中小企業におけるイノベーション促進用の資金(30億ユーロ)、「National Growth Fund」(合計200億ユーロ)などが挙げられます。

産業

ライフサイエンス&ヘルスからクリエイティブ産業に至るまで、オランダはタレント、技術革新、協働によって繁栄する産業の宝庫です。すべての産業セクターの中で最大でかつ最速に成長を続ける数々の企業が欧州への玄関口としてオランダを選んでいます。

以下、いくつかの重要な産業を紹介します。



農業

- ・ オランダは米国に次いで世界第2位の農業輸出国です。
- ・ オランダの農業は主要輸出部門であり、輸出総額の17.8%を占めています。
- ・ グローバル農業関連大手企業20社のうち、15社がオランダに主要な生産拠点又は研究開発拠点を有しています。
- ・ The Barilla Center for Food & Nutrition Foundation (BCFN) による食品持続可能性指数(Food Sustainability Index)において世界第8位にランクインしました。
- ・ 2021年のSDG 2.3(持続可能な農業生産性)においてEU内第2位にランクインしました。
- ・ QS World University Rankings 2022によると、農林業の分野において国際的で最も優れた大学(Wageningen University)があります。

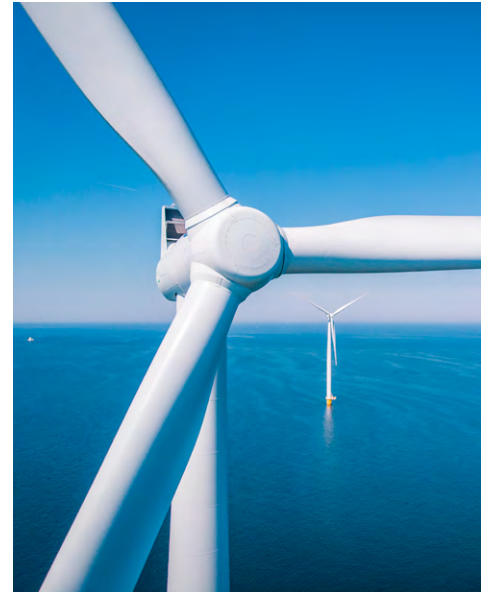
物流

- ・ オランダは、2020年におけるDHLグローバル接続性指数で1位となっています。
- ・ オランダは優れた物流、革新的な輸送と物流コンセプトとしてのチェーンマネジメントの知見で知られています。
- ・ オランダのインフラの品質は世界でNo1です。
- ・ 1,000以上のアメリカ、アジア系企業がオランダを、欧州物流活動の中核拠点としています。
- ・ ロッテルダムは欧州における海運の都であり、2020年時点で世界で10番目に大きなコンテナターミナルを有しています。
- ・ オランダは欧州の中でもっとも大きな内航海運の船団を有しています。
- ・ スキポール空港は、欧州最大級となっており、貨物空港ランキングで3位にランクする他、欧州で最も旅客利用の多い空港の一つです。



エネルギー 再生可能エネルギーの世界的リーダー

- ・ オランダはオフショア、再生可能、スマートエネルギー分野をリードしています。
- ・ 再生可能エネルギー分野の研究、特に風力発電技術分野ではトップです。
- ・ さまざまな国際的な大型洋上風力発電の取り組みを有する拠点です。
- ・ 再生可能エネルギーにより、オランダは今後数年で電力の純輸入国から純輸出国になると予想されています。
- ・ オランダにはエネルギー関連の優れた研究開発施設があり、イノベーションを支援・促進するインセンティブプログラムがあります。
- ・ エネルギー分野で世界最高のエンジニアリング能力を持つ人材の拠点です。
- ・ 電気自動車の普及に関して、世界有数の国の一つです。
- ・ オランダ政府は、水素の製造と利用を促進するため、水素戦略を採択しています。
- ・ WEFのエネルギー移行指数で世界第11位を獲得しています。



クリエイティブ産業

- ・ 国際的にその起業家精神、型にとらわれない思考の国として知られています。
- ・ クリエイティブな人材にとって世界でもっとも多文化なハブとして知られています。
- ・ ファッション、広告、エンターテインメント、メディア、建築などのクリエイティブ産業が栄えている国です。
- ・ 30以上のオランダの教育機関がクリエイティブ・アートとデザインのコースを提供しています。
- ・ メディアと放送の世界的なハブであり、業界の大手企業の多くがオランダ国内に拠点を構えています。
- ・ 世界有数の番組フォーマット輸出国でもあります。

ハイテク産業

- ・ 通信システム、航空機、自動車、医療機器、エネルギー生成、半導体製造で使用する新技術や素材開発で世界をリードしています。
- ・ 航空宇宙・自動車技術、ハイテク製造、ロボット、量子技術、半導体技術、ナノテクノロジー、フォトニクスで突出しています。
- ・ 3DプリンターからIoT、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、スマートロボットにいたるまで、デジタル製造革命の最前線にいます。
- ・ ハイテク分野の技術革新をリードしており、多くの第3セクターや最先端研究開発エコシステムがあります。
- ・ Eindhovenは、グローバル・イノベーション・インデックス2021の科学技術クラスターISTで2位にランクされており、High Tech Campus Eindhovenには12,000人の研究者、開発者、起業家が集まっています。
- ・ その他、世界クラスのテクノロジーの研究センターとして、YES!Delft(Delft University of Technology)とKennispark Twente(University of Twente)が有名です。





化学

- ・ オランダは欧州をリードする化学製品及び関連サービスの供給源の一つです。
- ・ 8つの主要な化学産業クラスターに2,000社以上の世界をリードする化学メーカーが集積しています。
- ・ オランダは、Antwerp-Rotterdam-Rhein-Ruhr Area (ARRRA) の中央に位置しており、世界でトップ5のケミカルクラスターの一つです。
- ・ 世界のトップ25の化学メーカーのうち、19社がオランダにあります。
- ・ ロッテルダム港は、世界でも有数の精製、ケミカル産業の集積地となっています。
- ・ 産業バイオテクノロジー、ファインケミカル、高性能材料に関するハイテククラスターがあります。
- ・ TNOのような基礎的応用研究に関する世界レベルの研究開発施設があり、この分野ではDelft、Eindhoven、Twente、Wageningenの大学が有名です。
- ・ オランダ化学工業協会は、2050年までの気候中立・循環型化学産業の実現を強くコミットしています。

ライフサイエンスと健康

- ・ オランダには欧州医薬品庁の本部が置かれています。
- ・ 世界有数のヘルスケアシステムを有しており、2021年に英連邦基金が高所得11カ国を対象に行った医療制度評価で、オランダは2位となりました。
- ・ 世界でもっとも集中したライフサイエンス地域の一つであり、オランダのライフサイエンス及びヘルスケア業界には、2,900社のライフサイエンス研究開発企業があり、そのうち420社がバイオ薬品企業です。
- ・ 26のキャンパス、8つの大学医療センター、ライフサイエンス研究に従事する13の大学を擁しています。
- ・ オランダには300以上のライフサイエンスと健康に関する官民パートナーシップがあります。
- ・ 医療技術、バイオテクノロジー、医薬品の特許出願件数で世界上位にランクインしています。
- ・ 欧州内でNo.1の医療機器の輸出入国です。



法務

法人を介したビジネス

オランダで事業を行うには、いくつかの方法があります。法人格のあるオランダ法人(corporate entities)と法人格のないオランダ法人(non-corporate entities)に区別することができます。また、外国法人がオランダ支店を通じて事業活動を行うことも可能です。以下では、外国人投資家やオランダに事業展開する企業が利用する主な法人形態について説明します。

法人格のある事業体

BVとNV

オランダ法では、法人は以下の2つの区分に分類されます。

- BV ('besloten vennootschap'), 非公開有限責任法人)
- NV ('naamloze vennootschap'), 公開有限責任法人)

BV(非公開有限責任法人)とNV(公開有限責任法人)はいずれも法人格を有し、資本金は株式によって分割されています。いずれの法人も、同一の事業目的を達成するために設立可能です。BVは、NVに比べてより柔軟な組織形態です。結果として、BVはオランダにおいて最も頻繁に利用される法人形態となります。当該柔軟性に鑑み、BVはグローバルなグループ持株会社や事業会社の両方に適した法人形態と言われています。

BV(又はNV)の設立:

- 一般的に、オランダで事業を開始するのに際して設立認可は必要とされていませんが、一部の規制産業では特別な取り扱いがなされるケースも考えられます。例えば、食品業における環境認可、金融業におけるライセンス認可等がこれに該当します。
- BV又はNVの設立には、設立に関する公正証書が必要となります。これはオランダ民法上の公証人によって実行される必要があります。設立に関する公証は、不必要な渡航や遅延を防止するため、委任に基づいて実行することも可能です。
- BVは最低資本金の定めはなく、それに対して、NVは最低45,000ユーロの株式資本が設立に際して要求されます。
- NVの設立に際しては、最低資本金が振り込まれたことを証明するために銀行又は監査人により発行された証書が必要です。この証書は設立の前に入手する必要があります。対して、BVには同様の定めはありません。
- 定款には法人名称、住所、BV/NVの事業目的を含める必要

があります。法人名称は、他の会社や類似名称のブランドとの間で誤解が生じないように決定する必要があります。

- BV又はNVはオランダ商工会議所の貿易局に登録する必要があります。事業運営に関連する情報、例えば、会社住所、取締役の氏名、定款は公開されます。
- BV又はNVは、設立申請中であっても事業を開始することができますが、BVの設立手続は、通常、迅速かつ容易に行うことが可能です。

BV又はNVに関する詳細な情報に関しては、次章をご参照ください。

協同組合

オランダの協同組合(cooperatie)は、歴史的に主に農業分野で利用されてきました。ここ数十年の間に、この法人形態は、その柔軟性から、特にグローバルなグループ構造における持株会社として利用されるケースが増えています。協同組合は、特別な種類の組合です。NVやBVと同様、法人格を有し、定款によって管理される法人です。

協同組合の参加者は(株主ではなく)組合員であり、協同組合の設立には最低2名の組合員が必要です。法律では、協同組合の目的は、組合員の「物理的なニーズを提供する」ことであるべきとされています。持株形態で使用される場合、協同組合の目的は、投資によって利益を上げること、またはコストを節約することであるというのが通例です。組合員が協同組合の利益を得る権利は、通常、拠出額に関連します。個人、パートナーシップ、法人のいずれも組合員になることが可能です。組合員の責任は、無限責任や有限責任のみならず、定款において除外することも可能です。一般に、協同組合は、最低資本金の要件がなく、ガバナンス構造の規制も緩やかで、非常に柔軟な法人形態といえます。

協同組合の設立:

- 協同組合の設立は、オランダの民法上の公証人による設立公正証書によって行われます。
- 協同組合の設立には、銀行取引明細書や監査人の証明書は必要ありません。
- オランダの法律では、協同組合は少なくとも2人の発起人によって設立されることが要求されており、発起人とは、設立証書で明確に規定されていない限り、協同組合の組合員となります。
- 協同組合の正式名称には、「cooperatief」という単語と、以下の略称のいずれかが含まれていなければなりません。WA(wettelijke aansprakelijkheid(無限責任))、BA(beperkte aansprakelijkheid(有限責任))、UA(uitsluiting van aansprakelijkheid(債務免除))、など、メンバーの潜在的な責任の範囲を示す略語を付ける必要があります。
- 協同組合は、オランダ商工会議所の登録される必要があります。

法人格の無い事業体

オランダで最も一般的なパートナーシップの形態は、通常パートナーシップ(「vennootschap onder firma」、略称「VOF」)と有限責任パートナーシップ(「commanditaire vennootschap」、略称「CV」)の2種類です。いずれのパートナーシップも、個人または法人である2人以上のパートナーによって形成される必要があります。パートナーシップを締結するための法的要件は限定的で、パートナーシップ契約書で十分です。パートナーシップ契約に関しては、非常に高い柔軟性があります。オランダのパートナーシップは法人格を持たず、つまり、法人として資産を所有することは出来ません。資産に対する法的所有権は通常、通常パートナー(複数可)がパートナーシップのために、またパートナーシップを代表して保有します。通常パートナーは、パートナーシップを代表して法律行為(第三者との契約等)を行うことができます。オランダのパートナーシップは、正確な設計にもよりますが、通常、オランダの税務上、透明性があります。

VOFの全てのパートナーは、パートナーシップの全ての債務について連帯して責任を負います。CVのジェネラル・パートナーの責任は無限ですが、有限責任パートナーの責任は、当該有限責任パートナーがパートナーシップの管理及び／又は代理行為を行わない限り、その出資額を限度とします。



支店

オランダで事業活動を行うもう一つ手段として、外国法人がオランダ支店を設立すること挙げられます。支店の設立には、該当する外国法人のオランダ商工会議所の商業登記簿への登記が必要です。

オランダ支店は、独立した法人として認められません。従って、オランダ支店は外国法人に適用される規則や法律に準拠し、支店の資産は外国法人が法的に保有することになります。活動の性質や範囲によっては、当該支店が税務上の「恒久的施設」に該当する可能性があります。その場合、支店の取引及び／又は所得はオランダで課税対象となる可能性があります。

私たちPwCがお手伝いできることは？

我々が提供可能なサービスの概要は以下のとおりです。

- オランダでビジネスを行うための様々な法人形態の長所と短所についてアドバイス。
- 法人の設立、パートナーシップまたは支店の設立の支援。
- コーポレートガバナンス構造に関するアドバイス。
- オランダ商工会議所の商業登記所への法人、パートナーシップ、支店の登録。
- (グループ内の) 契約書の草案作成。
- 年次株主総会の手配、年次会計報告の採択及び提出、提出免除の支援等、年次コンプライアンス要件に関する(継続的な)支援。
- 国際的な事業再編プロジェクト(例:事業構造の最適化、事業再編前のカーブアウト、事業再編後の統合、現金抽出、バリューチェーンの変革、合併・スピンオフ、清算など)のサポート

非公開有限責任法人	公開有限責任法人(NV)
BVは、英国の「private company limited by shares」(Ltd.)やドイツの「Gesellschaft mit beschränkter Haftung」(GmbH)に相当する閉鎖会社。BVに適用される法律は、非常に柔軟で可用性が高く、ニーズに合わせてカスタマイズすることが可能。現行の規則におけるBVの主な特徴は以下の通り。	NVは、英国の「public limited company」(plc.)やドイツの「Aktiengesellschaft」(AG)に匹敵する公開会社。一般的に、NVはより厳しく規制されており、主に大規模な企業や証券取引所に上場する予定の企業に利用されている(現在ではBV株も証券取引所に上場することができる)。NVの主な特徴は以下の通り。
株式 - 最低資本金はない。設立者が発行済み資本金を決定する(最低1株)。設立時に発行された株式について、後日、払い戻しを受けることが可能。 - 議決権や利益分配の権利を変更可能。様々な種類の株式を発行することが可能。無議決権株式の発行も可能。 - 利益や清算金に対する権利を持たない株式に対する議決権の付与は必須。 - 定款に株式譲渡制限を盛り込むことができるが、これは義務ではない。	株式 - 最低資本金45,000ユーロ。 - さまざまな種類の株式が発行可能。 - すべての株主が議決権および利益権を有する。 - 定款に株式譲渡制限を盛り込むことができるが、これは必須ではない。
ガバナンス - 株主(原則として議決権のない株主も含む)およびその他の総会権者がいる場合は、年次総会(GM)。 -1層取締役会(執行取締役と非執行取締役で構成)と2層取締役会(常務取締役と監査役が2つの取締役会に分かれている)の両方が可能である。 -監査役会の設置は任意。ただし、「大会社規制」の適用を受ける大会社は、監査役会の設置が必須。監査役会は、執行役の選任・解任件を有する等、特別な権限を持つことになる。また、状況によっては(従業員の過半数がオランダ国外に勤務している等)、大会社規制が緩和される場合もある。 -定款で株主が取締役会に特定の指示を与える権利を認めることができる。	ガバナンス - 株主総会(GM)(預託証券保有者も出席できる場合がある)。 - 取締役会だけの形態(業務執行取締役と非業務執行取締役で構成)と取締役会と監査役会の双方を持つ形態のいずれも可能。 - 監査役会の設置は任意。ただし、「大会社規制」の適用を受ける大会社は、監査役会の設置が必須。監査役会は、業務執行取締役を任命・解任する権利など、特別な権限を持つことになる。また、状況によっては(従業員の過半数がオランダ国外に勤務している等)、大会社規制が緩和される場合もある。 - 定款で、株主が取締役会に指示(一般的なガイドラインのみ)を与える権利を限定的に定めることができる。
(利益) 分配 - 定款で取締役会に分配決定権限が付与されていない限り、株主総会が分配可能準備金に基づき利益分配および分配を決定。 - 意図した分配が会社の継続に有害でない限り、貸借対照表テストと流動性テストの結果に基づき、取締役会はその分配を承認しなければならない。 - その他の資本や債権者保護に関するルールは適用されない。 - 中間利益分配を行うことが可能(非常に簡便)。	(利益) 配当 - 株主総会は、会社の年次決算書または取締役会が作成した中間貸借対照表に基づいて、利益配当および自由に配当可能な準備金の支出による配当を決定。 - 配当は、資本保全および債権者保護に関する正式な規則によって制限される。

オランダ の税制

オランダは他の欧州諸国と比較して競争力の高い法人税率を適用しています。現行制度の法人税率は、課税所得のうち最初の200,000ユーロに対しては19%（軽減税率）、200,000ユーロを超える課税所得に対しては25.8%となります。上記に加えて、オランダ税制は国際企業にとって多くの魅力的な制度を有しています。コンプライアンスプロセスに関してテクノロジーを活用した明快なものであることを加味しますと、オランダにおける税務行政の優位性がお分かりになるかと思います。

競争力のある税務行政

オランダのタックスルーリング制度は30年の運用実績があり、国際企業グループに対して、多くの税務上の取り扱いを事前に明確化することを可能にしており、これらは税の透明性や負担の公平の観点から行われています。また、オランダの安定した政権運営、および、納税者に対する協力的な税務行政により、オランダにおいて引き続き海外投資家に対する魅力の発信やビジネス障壁の最小化、税務当局によるとの協調性と透明性の保証が維持されることが期待されます。

オランダ税制の魅力的な特徴

1

グループ内のオランダでの取引を連結することができる効率的な連結納税制度 (Fiscal unity regime)

二重課税の防止、配当、利子、使用料に対する源泉税の減免を享受できる約100近い租税条約のネットワーク

2

3

オランダにおける事業活動 および投資活動に対する税務上の取り扱いを事前に確認することができるタックスルーリング制度

欧州統括会社にとって不可欠な資本参加免税の適用（一定の要件を満たす配当および譲渡益の免税）

4

5

外国人駐在員に対する優遇税制: 30%ルーリングと呼ばれる一定の要件を満たす外国籍従業員に対する個人 所得税の一部免税制度

OECDおよびEUの国際的な動向との整合と国際協調的な課税アプローチ

6

タックスルーリングと協力的な税務当局

オランダのタックスルーリング制度

オランダ税制の特徴の1つとして、特定の事業活動や取引の税務上の取り扱いについて、事前に税務当局と協議できるという点が挙げられます。オランダ税務当局は、Advance Pricing Agreements (APA)とAdvance Tax Rulings (ATR)を提供することが可能です。

APAは、納税者が関連会社との取引に適用する価格方針に関して、オランダの税務当局と事前に合意できる制度です。この制度は、納税者が積極的かつ協力的な方法で、実際のまたは潜在的な移転価格の問題を解決できるように設計されています。

ATRは、納税者の特定の状況において、法律に従った税金の権利および義務を決定するための、オランダ税務当局との事前合意です。

いずれの制度も納税者と税務当局それぞれに対して拘束力があります。APAおよびATRを取得するためには、一定の実態要件を満たす必要があります。一般的に、オランダ税務当局はこれらのAPAやATRやその他の申請(例えば、適格合併の申請、VAT登録またはVAT連結納税の申請など)に対する手続きを、申請後、一定の合理的な期間内に実施します。

EUの制度に従って、オランダ税務当局は、タックスルーリングや移転価格の事前合意内容に関して、他のEU加盟国の税務当局と自動的に情報交換することが義務付けられています。オランダ税務当局は、クロスボーダーのタックスルーリングおよび移転価格の合意をした際に納税者が記入しなければならない標準的なフォーマットを使用しており、オランダを含めた全EU加盟国の税務当局はこちらの情報を交換することが義務付けられます。この情報交換はEU内での法人課税の透明性を高めます。将来的には、同様の情報が、非EU加盟国の税務当局とも交換されることが予想されています。

「国際的な性格」を持つタックスルーリングの発行に関するオランダ税務当局のポリシーの内容は次のとおりです。

- 透明性: 税務に関する問題における透明性の国際的な動向を踏まえて、オランダの税務当局は、国際的な性格を持つ個々のタックスルーリングの要旨を匿名で公表します。
- 経済的関連性: 国際的な性格を持つタックスルーリングは、オランダで(十分な)経済的関連性を持つ納税者だけが利用できることになります。
- 主目的テスト: 取引やストラクチャーの主な目的が税務上の優位性を獲得することである場合には、タックスルーリングを取得することはできなくなります。
- ブラックリスト国(低税率国・地域又は租税に非協力的としてEUブラックリストに掲載されている国・地域)に所在する事業体との取引: タックスルーリングの取得は認められません。

協力的な税務コンプライアンス

オランダのもう1つの特徴は、特定の条件のもとで、企業がオランダ税務当局との協力的な関係(「水平的モニタリング」)を申請できることです。これは、企業がオランダ税務当局と水平的モニタリング契約に署名することにより、企業と税務当局とが協力的な税務コンプライアンスを進めていく形態となります。水平的モニタリングにより、企業はタイミングの利点と確実性を得られます。つまり、これにより予期せぬ追徴を防ぐことができます。しかし、水平的モニタリングを申請するためには、企業は、単に法律や規制を遵守しているということだけではなく、いわゆる「税務管理体制」を通じ、税務プロセスや税務リスクを管理できることを証明しなければなりません。

オランダの税務当局は、納税者の税務管理の程度に応じて、実施するモニタリングの方法を調整します。結果として、税務当局による税務調査は、発見的方法(過去数年分の税務調査)から予防的な方法(事前に「保証」を提供する)に移行するでしょう。水平的モニタリングの下で、オランダの税務当局と企業との関係は、相互の信頼、理解、透明性に基づいています。



水平的モニタリングの主な利点は、関連する税務上のリスクとポジションに対して、事象が発生した際に対処できることです。企業は、オランダの税務当局に対して、透明性のある対応が求められますが、それに対して、オランダ当局は、企業が注意を払う税務の問題点に関して迅速な対応を提供することになります。この予防的な事前の合意が後の予期せぬ追徴を防ぐことになります。さらに、水平的モニタリングは、税金キャッシュフロー、繰延税金資産および租税債務を正確に把握し、また、不確実な税務ポジションをできる限り減らすことができます。これにより、企業は時間とコストの両方を抑えることができます。なお、オランダ税務当局は2020年に現在の水平的モニタリング制度の再考案について紹介しています。具体的には、オランダ納税者の上位100社については、従来の制度に代えて個別のモニタリング制度が適用されることになります。個別の水平的モニタリング制度は、毎期会計監査が必要な企業(平均従業員数250名以上、総資産20百万ユーロ以上、純売上高40百万ユーロ以上の3つの基準のうち2つを満たす必要がある)のうち、税務戦略、税務リスク分析及びモニタリング等を含む税務機能の自己評価施策を実施している企業が対象となります。中小事業者については、PwCのような認定された役務提供者を通じて契約が可能です。

水平的モニタリングは、法人税、VAT、関税、賃金税および社会保障を含むすべての税金に適用することができます。PwCは、企業の既存の税務リスク管理レベル、および、達成すべき税務リスク管理体制までの道筋を判断することを支援する特別な税務管理成熟度モデル(T3M)を開発しました。T3Mは、COSOなどの一般的な財務リスク管理に関する共通の基準や、「より良い税務管理体制の構築」に関するOECDの最新レポートに基づいています。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 
- 税務戦略、税務ガバナンス、税務機能の役割及び責任を定義付けします。
 - 税務機能に係る自己評価施策の策定支援
 - 税務テクノロジー等の導入を含めた税務業務手順のマッピングと改善を行います。
 - 主要な税務管理方法の明確な定義付け等により税務リスク管理を強化します。
 - オランダの税務当局との迅速かつ円滑なコミュニケーションを行います。
 - 水平的モニタリングに向けた税務当局との議論を支援します。
 - 税務機能と税務管理体制の現状と理想的な形に関してT3Mを用いて評価します。
 - 持続可能な税務手法を用いて貴社の税務管理体制を整備し、その実行をサポートします。
 - 税務管理の一環として行う税務情報分析や主要な税務管理検査と同様に、税務管理体制のモニタリングの一環としての税務当局のアプローチに沿った統計的サンプリングを実施します。
 - 税務管理フレームワークの成熟度を社内外の関係者に明確に伝えることを支援します。



国際税務

BEPS

OECD加盟国として、オランダはOECDの税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトに積極的に参加しています。オランダはこの点に関してOECDが設定した目標を支持し、BEPSプロジェクトに準拠しています。また、オランダは税務に関する問題の透明性に関する国際的動向にも準拠しています。さらに、特定の情報に関して保留にしているものはあるものの、オランダは多国間協定(MLI)に署名及び批准しており、現在交渉中か、MLIの署名時にまだ施行されていないいくつかの租税条約を除き、オランダが締結しているすべての租税条約をMLIの対象としました。

第二の柱(Pillar 2)

フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、並びにスペインは2024年1月1日までに第二の柱(Pillar 2)を実施することを2022年9月9日付で共同宣言しました。この共同宣言と平仄を合わせる形で、オランダ政府は「2024年最低税率法(第二の柱)」に係る法案を提出の上で2022年10月に公開協議に付し、これによりオランダは2024年1月1日からの第二の柱の発効に向けて次のステップを歩みだすこととなりました。法案内容はその当時に妥協案とされた第二の柱のEU指令案に沿ったものとなります。オランダで設立された法人は、連結売上高が7億5000万ユーロ以上の多国籍企業グループあるいはオランダ企業グループに含まれる場合、本法案の対象となります。なお投資ファンドや年金基金など、特定のセクターについては第二の柱の対象から除外されています。

第一の柱(Pillar 1)

第一の柱はOECDが主導する取組みの一つであり、潜在的に物理的な拠点等が無かったとしても既存の課税ルールを上書きする形で運用される可能性があり、市場国に対して新たな課税権を配分することを目的とした新しい課税ルールです。

第一の柱は、10%超の利益率かつ全世界売上高が200億ユーロ(導入当初に適用され流金学)を超える多国籍企業に対して適用されます。第一の柱のルールは、多国間条約(MLC)による導入が想定されています。

さらに当該多国間条約(MLC)には、既存のデジタルサービス税や類似措置に関して業種等の制約なく全面的に撤回することや、将来的に同様の措置を導入しないことの確約も含まれています。

なおオランダにおいてはデジタルサービス税は課されていません。

シェルカンパニー防止に係るEU指令案(ATAD III)

オランダは、シェルカンパニーを利用した租税回避の防止を目的としたEU指令案(ATAD IIIとも呼ばれる)を概ね支持しています。本指令案によると、シェルカンパニーに該当する可能性のあるハイリスクエンティティは必要最低限の実体基準を満たすことを税務当局に報告することが義務づけられ、報告を怠った場合(適切に行われなかった場合を含む)はシェルカンパニーと見なされることとなります。本指令案では、シェルカンパニーに該当した場合における具体的な税務上の影響について規定しています。

本指令案は全てのEU加盟国において必ずしも歓迎されているものではない中で、採択はEU加盟国の全会一致が条件となることから、いつ、どのような形での合意に至るかにして定かではありません。本指令案は2024年1月1日以降開始事業年度に適用されると規定していますが、本指令案に関するEU内の交渉が滞っていることを勘案すると、予定通りの適用開始が行われないことはほぼ確実といえます。

租税回避対策指令I(ATAD I)

EUは租税回避対策指令I(ATAD I)を採択しました。この指令では、租税回避を防ぐためのいくつかの措置が含まれています。租税回避対策指令IIには、支払利息の損金算入制限、出国課税、一般的な濫用防止規則、タックスヘイブン対策税制(CFC税制)、ハイブリッド金融商品やハイブリッド事業体を用いることにより生じるEU加盟国間の税務上の取り扱いの相違(ハイブリッド・ミスマッチ)に対処する措置が含まれています。これらの規則は、EU加盟国すべてで導入され、原則として2019年1月1日から施行される必要があります。オランダにおいても2019年1月1日から施行されています。

具体的には、オランダはATAD Iを実施するために、法人税に関してCFC税制、過大支払利子税制の導入及び出国課税の若干の変更を実施しています。

過大支払利子税制は、支払利子の損金算入が納税者のEBITDAの20%(以前は30%)に制限しますが、1百万ユーロまでは損金算入が認められ、損金不算入の場合も繰越制度があります。なお、過大支払利子税制の導入に伴い、従来の支払利子損金算入制限(Article 13I及びArticle 15ad)は2019年1月1日に廃止されました。

CFC税制は、単独または関連会社と共に、低税率国等(オランダ財務省が毎年公表する税率が9%未満の国もしくはEUリストに掲載されている税目的に非協力的な管轄区域)に所在する子会社の株式の50%超を直接または間接的に保有する、または、低税率国等に所在する恒久的施設を有する法人の納税義務者を対象としています。

オランダ財務省は既に有効な一般的な濫用防止規則が存在していると判断し、ATADのGAARは導入されませんでした。

法人税における出国課税制度は、出国課税が出国後5年以内(ただし、資産の売却等により、実現する場合はその時点まで)に全額支払われなければならないという点のみ変更されました。

租税回避対策指令II(ATAD II)

租税回避対策指令IIに含まれる法律の範囲を拡大するために、欧州委員会は、EU加盟国と第三国間のハイブリッド・ミスマッチに対処する措置を提案しました(租税回避対策指令II)。ハイブリッド・ミスマッチとは、事業体、金融商品、恒久的施設及び事業体の居住地等に対する複数国間における税務上の取り扱いの差異に起因する一定の効果(一方の国で損金算入、他方の国で益金不算入又は双方の国での二重控除)をもたらすものです。オランダではATAD IIは2020年1月1日から既に適用されています。なお、オランダ税法上、ATAD IIのドキュメンテーションが義務付けられています。

上記に加えて、オランダではATAD IIのリバース・ハイブリット規則が導入され、これにより、リバース・ハイブリットに該当する企業は、2022年1月1日以降、法人税の納税義務者となっています。

DAC 6

DAC6(報告対象となるクロスボーダーアレンジメントに関する課税分野での強制的な自動的情報交換に関するEU指令)は、EU加盟国が関係するクロスボーダー取引に係る一定のアレンジメントに対して報告義務を課すものです。DAC6は一定の条件を満たすクロスボーダーアレンジメントの幅広い報告を、関与するアドバイザーや納税者に求めるものです。クロスボーダーアレンジメントのうち、一定の指標(ホールマーク)に該当する場合や当該アレンジメントの目的が主に税務上の便益の享受である場合(主要目的テスト)、報告対象となります。当該制度は、付加価値税や物品税を除く全ての税目を報告対象とします。

オランダは既にEU指令と整合的なDAC6の法制化を実施しています。例えば、オランダのDAC6には追加のホールマークは含まれておらず、付加価値税のような他税目まで対象範囲は拡大されていません。

最初に報告対象となる取引は2021年1月31日までに報告される必要があります。これを怠った場合、最大90万ユーロ(2022年1月1日の金額)のペナルティが課される可能性があります。

多国籍企業の場合、DAC6の報告義務を遵守するためにどのように自社の税務コンプライアンス戦略に組み込むかアドバイザーと一緒に検討することをお勧めします。また、報告対象となる取引に外部アドバイザーが関与しない場合や、関与する外部アドバイザー(弁護士等)が法的な情報の秘匿権を有する場合、納税者が適時に報告義務を果たすことが重要です。



DAC 7

DAC7は、一定の事業者が販売等を行うために利用可能な自社のプラットフォームを提供するデジタルプラットフォーム事業者に提供される新たな報告義務を導入します。DAC7は、デジタルプラットフォームがEU域内にあるかどうかに関わらず、デジタルプラットフォーム事業者により報告された情報をEU加盟国の税務当局間で自動的に情報交換する制度になります。デジタルプラットフォーム事業者は、そのEU加盟国の所轄税務当局に報告することが義務付けられます。その後、当該EU加盟国の税務当局は、報告対象販売者が税務上の居住者であるEU加盟国の税務当局との間で情報交換を行います。EUに所在しないデジタルプラットフォーム事業者は、本EU指令に準拠するためにEU加盟国での登録が必要になります。

EU加盟国は、EU指令に基づき2022年12月31日までにDAC7を導入するための国内法を整備の上で、2023年1月1日からDAC7を導入しています。その後、デジタルプラットフォーム事業者は、2023年の取引について2024年に初回の報告が求められることになります。そのため、2023年1月1日時点で報告対象販売者に関するデューデリジェンス手続きと管理を実施している必要があります。

なお、オランダ政府は2022年12月にDAC7を承認しており、2023年から実施しています。

利子及び使用料に係る条件付源泉税

2021年1月1日以降、低税率国・地域に設立された関連法人に対する利子及び使用料の支払いについて、2023年は25.8%（2022年と同様）の条件付源泉税が課されます。当該源泉税は租税条約により軽減可能ですが、利子及び使用料の支払が人工的に迂回される場合等、租税回避とみなされる場合にも適用されます。

上記の利子及び使用料に係る条件付源泉税が導入される根拠は、オランダが低税率国への玄関として利用されることを防止し、（オランダの）課税所得を低税率国に移転することによる租税回避リスクを軽減することにあります。

上記の低税率国・地域とは、具体的には、法人税の法定税率が9%未満の国及びEUリストに含まれる租税に非協力的な国・地域を意味します。

条件付配当源泉税

オランダは、2024年以降、(1) 低税率国・地域に設立された株主への支払配当、及び(2) 濫用されている状況(例:オランダ配当源泉課税を回避するための人為的な措置が取られている状況)における支払配当について、法人税率の最高税率(2023年は25.8%)での条件付源泉税が適用されます。条件付配当源泉税が導入される根拠は、利子及び使用料に係る条件付源泉税と同様です。

金融サービス会社に対する実体要件の追加

2021年1月1日以降、金融サービス会社に対して追加の実体要件が適用されます。金融サービス会社とは、外国関連会社から受け払いする直接又は間接の利子、使用料及び家賃が全体の所得の70%超となるオランダ法人をいいます。金融サービス会社に対して適用されている従前の「実体要件」に追加される要件は、10万ユーロの人件費の発生と24ヶ月超の事務所の利用です。もしこれらの要件を満たさない場合、利子及び使用料が支払われる国(源泉地国)との間で情報交換が行われ、これによって源泉地国の税務当局により租税条約の適用による恩典が否認される可能性があります。

国家補助規制

欧州委員会は、ここ数年の間、企業と各国当局との特定の補助スキームや個別のタックスルーリングがEUの国家補助規制規定に違反しているかどうかの調査を行っています。これらの事例の中には、欧州委員会がすでにこれらのスキームやタックスルーリングが実際に違法な国家補助であると結論づける最終決定を下したものもあります。これらの国家補助と結論付けられたものの1つに、オランダのタックスルーリングに関するものがあります。オランダ政府はこの判決に対し、欧州第一審裁判所に控訴しました。欧州第一審裁判所は、欧州委員会はEU国家補助規制の意義の範囲内での経済的優位性の存在を実証していないとの見解を示し、欧州委員会の決定を取り消す判決を下しました。欧州委員会は、当該判決を受け入れています。

欧州委員会は、最終的に国家補助であると結論付けることが予測される他のオランダのタックスルーリングも調査しています。オランダ政府は、オランダのタックスルーリング制度がオランダ税法から逸脱していないことを踏まえて、一般的にはオランダのタックスルーリングの実務が国家補助を可能にさせることではないという立場を取っています。オランダのタックスルーリング制度は、事前に確実性を得ることを目的としています。

移転価格: 国別報告書、マスターファイル、ローカルファイル

BEPSに関する法案の一例として、OECD国別報告書の導入が挙げられます。OECD国別報告書は、各国の税務当局が定期的に税務リスク評価を行うツールになります。OECDの報告書によれば、少なくとも7億5,000万ユーロの連結売上高を有する多国籍企業グループは、究極の親会社が居住者である国の税務当局に対して、国別報告書を提出しなければなりません。当該税務当局は、国別報告書のこの情報をに関連する他国の税務当局(これらの報告書を相互に交換することに合意している国に限る)との間で情報交換します。

また、合意されたOECDの報告書では、そのようなグループ内の各企業は、マスターファイルとローカルファイルを作成する義務があると定めています。マスターファイルには、グループ全体の移転価格に関する情報が含まれていますが、ローカルファイルには、ローカル企業のすべてのグループ内取引に関する情報が含まれています。なお、これらの情報は公開されることはありません。

オランダは、この報告書に規定されているシステムおよび方法により国別報告書の作成を実行するための法律を制定しています。さらに、オランダでは、少なくとも5,000万ユーロの連結売上高を有する企業は、ローカルファイルとマスターファイルを作成・保管する義務があります。

上述の通り、多国籍企業グループの最終的な親会社は、国別報告書を提出しなければなりません。また、7億5,000万ユーロの売上高を有する多国籍グループ内のオランダ企業は、最終的な親会社または代理親会社が国別報告書を提出するかどうかをオランダの税務当局に通知しなければなりません。もし、そうでない場合は、どのグループ会社も報告書を提出するかについて税務当局に報告しなければなりません。この通知は遅くとも、会計年度の最終日までに行われる必要があります。

さらに、国別報告書を提出しなければならないオランダ企業は、会計年度終了後12ヶ月以内にこの報告書を提出しなければなりません。マスターファイルとローカルファイルは、税務申告書の提出時までに作成し保管されている必要があります。この点、後述をご参照ください。

なお、2018年にオランダ財務省は新たな移転価格指針を公表しています。当該指針は、独立企業原則に関するさらなるガイダンスを提供し、BEPSプロジェクト及びその結果行われた変更事項を主にまとめた2017年版のOECD移転価格ガイドラインに、関連する変更を反映することを目的としています。当該指針は、2017年版の移転価格ガイドラインに含まれる様々なBEPS関連事項(移転価格算定手法、評価困難な無形資産及び評価方法)のオランダ税務実務への適用に関する、特にポストBEPS時代におけるオランダ税務当局のポジションに関する追加のガイドラインを提供します。

国別報告書(CbCR)の公開

国別報告書(CbCR)の公開に係るEU指令により、多国籍企業グループまたは単体企業が当該会計事業年度および前会計事業年度の2会計年度において少なくとも7億5,000万ユーロの連結売上高を有する場合、EU域内に本社があるかどうかに関わらず、各EU加盟国及び税務上の非協力的国・地域のEUリスト(EUブラックリスト)に記載されている国・地域、または国際的税務基準を未だに満たしていないが改正にコミットしているEUリスト(EUグレーリスト)に2年以上連続で掲載されている記載されている国・地域で支払う、法人所得税等にかかわる情報を開示することが要求されます。本EU指令によると、EU加盟国は2023年6月22日までに国内法として導入することとしています。法人所得税等の情報の開示は、遅くとも2024年6月22日以降に開始される事業年度より初年度適用されます。EU加盟国は国内法において早期適用が認められており、具体的にはルーマニアが該当します(2023年1月1日以降に開始する事業年度より適用開始)。

オランダ政府は国別報告書の公開にかかわるEU指令を実施するため、法案を公表しています。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- Pillar 1及びPillar 2の潜在的な影響を検討します。
- ATAD I及びATAD IIがビジネスに与える影響を評価し、ATAD IIで要求されるドキュメンテーションをサポートします。
- シェルカンパニー防止に係るEU指令案(ATAD III)がビジネスに与える影響を評価します。
- 多国間協定(MLI)が事業に与える影響を評価します。
- DAC6及びDAC7における潜在的な報告対象取引の整理のサポートを行います。
- 事業に関連する国家補助規制のリスクを評価します。
- 国別報告書の作成の要否の検討及び必要な場合の実際の作成を支援します。
- マスターファイル及びローカルファイルの作成を支援します。

オランダ税制

法人税

範囲

一般的に、オランダ居住者である法人は、全世界所得に対して法人税が課されます。ただし、一定の収入は課税ベースから免除または除外することができます。一方、非居住者である法人は、原則としてオランダ国内源泉所得のみが課税標準に含まれます。これらの企業にとっては、オランダの企業から得た収入等がオランダ源泉所得に含まれます。これは、オランダの恒久的施設またはオランダの恒久的な代理人によって運営される事業または事業の一部に帰属する収益です。

居住地

オランダでは、法人の税務上の居住地は個別の事実関係により決定されます。法人の管理支配はこの点で重要な要素となります。オランダ法に基づいて設立された会社は、オランダの居住者とみなされます。オランダの税務上の居住者証明またはタックスルーリングを取得するためには、最低限の実体要件は、企業の経営と管理がオランダで行われていることを効果的に保証する指標となります。金融サービス会社に対する新たな2つの実体要件に関しては上述の「金融サービス会社に対する実体要件の追加」をご参照ください。

税率

現行の標準税率は2022年から変更はなく25.8%ですが、200,000ユーロ以下の課税所得に対して適用される現行の軽減税率は19%(2022年:15%)になります。一定の要件を満たす投資ファンドの法人税率は免税になります。

課税標準

法人の所得は、「健全な商慣行」の原則に従って毎年決定されます。利益と損失は、一定の基本原則に基づき、各年に帰属されます。しかしながら、オランダの税法には健全な商慣行の概念から明らかに逸脱した規則が含まれています。例えば、税法は一部の資産の年間の減価償却を制限する可能性がありますが、他の資産の減価償却を加速させる可能性もあります。さらに、特別な財政政策の結果として、主要な規則に多くの例外があります。最も重要なものは資本参加免税です(この点、詳細は後述をご参照ください)。

オランダの税制は、特定の投資を刺激するなどの目的のため、いくつかの税制優遇措置があります。要件が満たされれば、小規模投資、エネルギー効率のよい環境資産への投資、研究開発活動に対する税制優遇措置が適用されます。詳細については、後述の税制優遇措置をご参照ください。オランダには、特定の要件を満たす船舶事業から生じる利益に対して任意の有利な制度もあります。

事業活動に対する収益は、第三者間取引価格でなければなりません。つまり、関係会社間の取引の条件、価格は、独立した第三者に適用されるものと同様でなければなりません。オランダ法人は、使用される取引価格について裏付ける適切な移転価格文書を作成し、保管する義務があります。移転価格文書には、機能リスク分析(機能、リスクおよび資産の記述)、経済分析(ベンチマークを含む)、移転価格ポリシーおよび内部契約の文書化が含まれます。

会社の状況に応じて、国別報告書、マスターファイル、ローカルファイルの文書化が義務付けられます(詳細は後述参照)。

もし関連会社間の取引が第三者間取引価格でない場合には、課税所得は税務当局によって調整される可能性があります。さらに、第三者間取引価格と異なる取引は、実質的な資本の出資もしくはみなし利益分配であると考えられる可能性があります(後者は配当源泉徴収税が課される可能性があります)。これは、オランダ税制とそれ以外の税制の間のミスマッチがある場合に追加的な利益が考慮される可能性があります。

独立企業間原則に基づく移転価格調整から生じるミスマッチの防止のための新規則

2022年1月1日以降、オランダ移転価格上、オランダ法人税側の移転価格の下方修正(損金算入)は、取引相手側の課税所得計算上、同様の移転価格の上方修正(益金算入)が行われている場合にみに認められることとなっています。

本規則は、特に国際的な状況下で、独立企業原則の異なる適用の結果生じる移転価格上の取り扱いの差異を排除することを目的としています。当該差異は、多国籍企業の課税逃れによる利益の一部となる可能性があります。

二重課税を回避するため、オランダでは一定の条件下で引き続き移転価格の下方修正が認められます。

支払利息の損金算入

原則として、法人税の計算上、支払利息は損金算入されます。しかしながら、上述した過大利子税制等、いくつかの損金算入制限規定があります。新しい過大利子税制は、支払利子の損金算入が納税者のEBITDAの20%に制限されます(1百万ユーロまでは損金算入され、損金不算入額のまた繰越制度があります)。さらに、支払利息を損金算入することにより、税源浸食が生じるのを防ぐため、特別な損金算入制限規定があります。

減価償却

一般に、減価償却は、定額法、定率法により、過去の費用に基づいて計算されます。しかしながら、オランダの税法には、不動産、のれんおよびその他の資産の減価償却を制限する特定の規定があります。



一方で、いくつかの特定の資産について加速償却や任意償却も認めています。加速償却は、オランダの環境保護のための適格投資に適用されます（資産の75%に対して加速償却が適用でき、残りの25%に対しては通常の減価償却が適用されます）。加速償却は、特定の他の指定資産、例えば起業家および海上船舶の投資にも利用可能です。一定の条件の下では、無形資産の取得原価を一度に費用化することができます。

2023年度には、特定の資産について上限を50%としてその製造費の無作為な割合を加速償却することが可能です。この加速償却は2023年度中に購入義務が生じた場合もしくは製造費が発生した場合に限り適用可能であり、残りの簿価については通常の減価償却が適用されます。なお、下記の資産は適用対象外となります。

- 建物
- 船舶
- 航空機
- 無形資産
- 動物
- 一般道路として使用可能な道路や道
- 直接的もしくは間接的に主に第三者により使用可能にすることが見込まれている資産（リース等により短期間において複数のテナントによって使用されるものを除く）
- 既に加速償却などの任意な減価償却が適用されている資産

機能通貨

オランダの納税者は、申請により、特定の条件下で課税所得をユーロ以外の通貨で計算することができます。申請は、設立の最初の事業年度中、または新しい事業年度開始前になされなければなりません。一方で、税金の納付は常にユーロで行わなければなりません。

資本参加免税

オランダの資本参加免税制度は、子会社が親会社に支払う利益配当に対する二重課税を撤廃することを目的としています。納税者は、適格株式保有（一般的には5%以上の保有割合）に関連する配当や株式譲渡益などのすべての利益について、法人税が免除となります。また、オランダ法人が配当を行う場合に、オランダの配当源泉税が免税となります。もし納税者がいわゆる動機テストを満たせず、資本参加が実際にポートフォリオ投資とみなされる場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には資本参加免税が適用されます。

- ポートフォリオ投資の対象となる子会社が、オランダの基準に照らして、十分に（少なくとも10%の実効税率で）課税されていること（実効税率テスト）
- ポートフォリオ投資の対象となる子会社が直接または間接に保有する資産の50%以上が、低税率ポートフォリオ投資で構成されていないこと（資産テスト）

なお、資本参加免税の適用を受けるための、株式の最低保有期間はありません。また、例外として、適格株式保有をしている会社であっても、清算により生じる損失は、法人税上、控除することが可能ですが、2021年以降、損金算入要件が改正されています。

資本参加免税の適用となる持分の譲渡及び取得に係る費用は、損金不算入になります。

非適格ポートフォリオ投資の場合、間接税額控除制度が資本参加免税の代わりに外国法人税に対して適用されます。アーンアウト（M&Aクロージング後の買収価額の調整）に関連する収益および費用は課税対象外となります。また、株式の取得もしくは譲渡に関連する費用は控除対象外となります。

上述の通り、CFC税制が導入されています。CFC税制は、単独または関連会社と共に、低税率国等（税率が9%未満の国もしくはオランダ財務省によって明示されているリストに載っている非協力的管轄権）に所在する子会社の株式の50%超を直接または間接的に保有する、または、低税率国等に所在する恒久的施設を有する法人の納税義務者を対象としています。

イノベーションボックス税制

自社で開発した無形資産から得られる使用料を含む利益に関して、特別な制度が適用されます。イノベーションボックス税制により、納税者は、特定の条件の下で、これらの無形資産から生じる利益に対してより低い実効税率を適用することが可能になります。イノベーションボックス税制による実効税率は最大9%になります。

イノベーションボックス税制は、主にオランダで行われる革新的な活動の利益に適用される非常に重要な制度です。他の制度（後述の「税制優遇措置」を参照）と組み合わせることにより、オランダは研究開発活動を行っている企業にとって理想的な場所になります。

連結納税制度

オランダ法人である親会社とそのオランダ子会社は、一定の条件の下で、連結グループ（Fiscal unity）を構成することにより、オランダ法人税法上、1つの課税事業体として取り扱われることを選択することができます。連結納税制度の下では、連結グループ内の法人間の取引は排除され、連結グループに含まれる法人の事業収入が、法人税の計算の対象となります。オランダの税務上および租税条約の規定上、オランダ居住者となる法人は、この制度を選択することができます。一定の条件の下では、非居住者の納税者は、恒久的施設を通じて、オランダで事業を営んでいる限り、オランダの連結納税グループに含めることが可能です。

この制度を適用するための主な要件として、親会社が1社以上のオランダの居住法人の株式の95%以上直接または間接に保有していること、有効な経営管理の場所がオランダにあること、連結グループ内の法人が同じ税制を課されていること、が必要になります。

連結納税のメリットは以下の通りです。

- 単一の法人税申告書を提出できる
- 連結グループの課税所得の計算上、連結グループ間での損益を相殺できる
- 連結グループ内の一定の法人間取引を排除できる

連結納税のデメリットは、各企業が連帯して租税債務を負い、特定の税制優遇措置の適用が限定される可能性があり、軽減税率の対象となる課税所得や他の基準を共有する(個別に使用できない)ことです。

法人税目的の連結納税は、税務当局に申請書が提出された後に適用開始となります。最大で3ヶ月間の遡及適用が可能となります(当該期間中に要件が満たされている場合に限りです)。

もし、オランダの親会社とオランダの孫会社の間の中間持株会社がEU/EEA加盟国内の法人で、かつ、その他の要件が満たされている場合には、当該中間持株会社を除いて、オランダの親会社とオランダの孫会社との間で連結納税グループを形成することが可能になりました。また、2社のオランダ子会社を保有する親会社がEU/EEA加盟国内の企業であり、かつ、その他の要件が満たされている場合には、親会社を除いた2つのオランダの兄弟会社間で連結納税グループを形成することも可能になりました。さらに、EU企業のオランダの恒久的施設との連結納税グループの形成もかなり容易になりました。

2018年1月1日よりECJの判例によりいくつかの規定の改正が行われ、これによって連結納税の効果が覆されてしまう可能性があります。これらの改正は、ECJの判例に基づいて実施されることになりました。この改正により、とりわけ、関連当事者の負債に対する利子に関する規定、ポートフォリオ投資の場合の資本参加免税制度の規定、資本参加免税制度の課税のミスマッチの防止規定、および支配株主の著しい変化があった場合の欠損金利用に関する規定の適用にあたっては、連結納税制度の適用がなかったものとみなされることになります。

欠損金の取り扱い

2022年以降、繰越欠損金は無制限に繰越が認められることになりました。ただし、一方、最初の1百万ユーロの課税所得に対しては全額繰越欠損金の相殺が認められるものの、それを超える課税所得に対しては50%のみ相殺が認められることになりました。

また、企業の究極の親会社による投資持分が30%以上変更した場合、欠損金の利用制限が課される可能性があります。

外国の恒久的施設に関して、原則として、国境を越えて、損益通算することはできません。つまり、外国源泉の損失はオランダ源泉の所得と相殺することはできません。ただし、外国の事業運営の終了時に実現した損失(最終的な損失額)については例外となります。外国の恒久的施設の最終的な損失額が、オランダの法人税計算上、考慮されます。

国外所得と二重課税排除

オランダ企業の全世界所得が、オランダの法人税の課税対象に含まれますが、通常、二重課税排除の規定が適用されます。オランダは、国際的な二重課税の回避のために約100の租税条約を締結しています。二重課税排除が適用されない場合、オランダは一方的な二重課税の軽減措置を提供することがあります。さらに、納税者は、EU指令およびEU法により、有利な規定の恩恵を受けられる可能性があります。なお、オランダは、90ヶ国を超える他の管轄区域と同様、OECDの多国間協定(MLI)を署名しており、租税条約に関連する租税回避に対する複数の措置を講じています。他の50以上の管轄区域と同様、オランダはMLIを批准しており、当該国・地域との間の租税条約に影響を及ぼす可能性があります。



外国法人から受ける配当(資本参加免税の適用がないものに限る)、利息、使用料に対する二重課税は、オランダの租税条約がある場合、もしくは、法人税の納税者が発展途上国の法人である場合には、税額控除により二重課税が排除されます。もし、租税条約や一方的な救済措置が適用されない場合には、課税所得を計算する際に支払われた外国税額の控除が認められません。

外国の事業活動から利益を得るオランダ法人の納税者に対する二重課税軽減措置があります。納税者の全世界所得は、オランダの税法基準に基づいて決定され、その後、国ごとに「適格および非適格な外国源泉の事業収益項目」と同等の金額だけ減額されます。例えば、適格な所得項目には、外国に所在する恒久的施設に帰属する事業利益や、他国に所在する不動産からの収入が含まれます。

ほとんどの場合、上述の通り、海外配当は資本参加免税によりオランダ法人税では免税となります。その結果、外国源泉税を控除することができず、関連する企業にとって実質的な費用となってしまいます。しかしながら、もしオランダ法人がそのような配当を親会社に再配当する場合には、オランダの配当源泉税から、外国の源泉徴収税額を控除することが可能となります。控除額は、最大で配当の支払額の3%相当となります。租税条約の基本的な方針として、オランダでは、配当源泉税の減免に関する合意を達成することを目指しています。

2022年1月1日以降、オランダ政府は法人税と配当源泉税及び賭博税の相殺が制限されることになり、当該措置によって毎期の法人税からの源泉税の控除が制限されます。また、相殺されなかった源泉税は翌期に繰り越されます。

出国税

法人の居住地をオランダから他国に移したい場合、実現利益と未実現利益(のれん等)に対して、出国税が課されます。課税額は移転時に計算されます。移転先の国がEU/EEA加盟国内にある場合、一定の要件および申請のもと、当該課税は5年間に分割して支払うことが出来る可能性があります。なお、本出版物の作成時点で、特定の状況下でオランダからの出国に対して配当税を課することが議論されていますが、現在提案されている法案がいつ発効されるかは未定です。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- ・ オランダ法人税と配当源泉税の申告に関するアドバイスをを行います。
- ・ コンプライアンス手続き等に関する支援をします。
- ・ イノベーションボックス制度の適用に関する支援をします。
- ・ 連結納税制度および資本参加免税に関する支援をします。
- ・ CFC税制のような租税回避規定の影響及び過大支払利子税制による支払利息の損金性に関するアドバイスをを行います。

付加価値税(VAT)

EUにおける制度

オランダの付加価値税制度(VAT)は、EU規制に基づいており、EUの他の地域で使用されているものと本質的には同じです。しかしながら、EU加盟国間では、特に付加価値税率、付加価値税の要件、および適用可能な事業等に関して、いくつかの重要な違いがあります。

付加価値税制度

VATは実質的には消費支出に対する税金です。したがって、理論的には、事業活動に対して、税金の最終的な負担がかかるべきではありません。この点、インプットVAT控除の仕組みにより、この目的は達成されています。企業が商品やサービスを購入する場合、通常はVATをサプライヤーに支払います(インプットVAT)。企業が商品やサービスを他の事業者や最終消費者に販売する場合、VATの具体的な免除規定が適用されない限り、通常、VAT(アウトプットVAT)が課されます。もし、課税対象となるもののみを生産する事業である場合は、受け取ったインプットVATは、一定期間ごとに合計され、支払ったインプットVATから控除した上で、差額を税務当局に支払い(もしくは還付請求)する必要があります。その結果、最終消費者は購入した商品やサービスの最終価格に対するVATを負担することになります。

物品またはサービス供給取引が0%税率もしくは免税とならない限り、事業を行う過程で、課税対象者によりオランダで実施された商品およびサービスの供給に対して、VATが課されます。VATの課税事業者は、オランダで事業活動を行っている事業者となります。さらに、課税対象者または非課税法人によるオランダのイントラコミュニティ内(つまりEU内)の取得、イントラコミュニティ内の輸送サービス、および商品の輸入も、課税取引となります。

上記のすべての行為は、非居住者によって行われている場合でも、オランダで行われた場合は課税対象となります。

さらに、オランダでは、財務的および経済的並びに組織的な関係性により互いに密接な関係がある法的に独立した複数の事業者を、単一の課税対象者(連結納税 / VATグループ)として取り扱うことが認められています。

もしオランダでの取引に対してVATの納税義務がある場合には、VAT登録を行う必要があります。

持株会社および/または金融会社のVATポジションには特別な注意を払う必要があります。

税率

現在、オランダVATの標準税率は21%です。また、特定の生活必需品やサービス(例えば、飲食品、旅客輸送、特定の労働集約的な修理および保守活動)には、軽減税率の9%が適用されます。0%税率は、例えば商品の輸出に適用されます。

2023年度から、0%税率は(屋根用の)太陽光パネルの販売及び設置にも適用されます。0%税率は当該太陽光パネルを民家や住宅もしくはその域内に設置することが予定されている場合に限り適用可能です。

さらに、教育サービスや医療サービスなどの様々なサービス提供に係るVATが免税となります。0%税率と免税の違いは、VAT免税取引のために生じた費用にかかるVATが、インプットVATとして控除できないことです。原則として、0%税率の取引の場合は、インプットVATの全額控除が可能です。

輸入VATの繰り延べ

他のEU加盟国とは異なり、オランダは輸入時に、実際に支払う輸入VATを繰り延べることができる制度を導入しています。商品がEU内に輸入される際に輸入VATを支払う代わりに、当該支払いをVAT申告時まで繰り延べることができます。このシステムでは、輸入VATが申告されることとなりますが、この金額は同じVAT申告の中で同時に差し引くことができます。その結果、原則として輸入時に実際にVATの支払いがなくなり、キャッシュフローの不利を避けることができます。

定型フォームのない管理と電子インボイス

他のヨーロッパ諸国とは異なり、オランダでは自由なフォームでの管理が認められています。内容、可読性、そして7年間(不動産に関連する場合は10年間)の保管義務に関する一般的な要件がいくつかありますが、オランダ税務当局の要請があった際に、データを見やすく、かつ、分かりやすく利用できるようにされている限り、基本的には事業者はどのように管理するかについては自由に決定することができます。これにより、オランダの企業は、他のEU加盟国と比較してオランダのこれらの管理義務を比較的容易に遵守することができます。

もう一つの利点は、オランダが定型フォームのない電子インボイスを認めていることです。標準的な請求書発行の要件は満たされなければならないが、信頼性、内容の完全性、電子的に保管された請求書の可読性が保証されている限り、電子インボイスが送られる方法は事業者任されています。

VAT還付申請

一般的なVAT還付申請は、オランダで数週間以内に処理され、これはキャッシュフローの観点から有利となります。

クイックフィックス

オランダは、EU域内のB2Bのクロスボーダー取引を対象とする4つのVAT制度の改善のための短期措置(クイックフィックス)を導入しました。これらのクイックフィックス(QF)は、会社の管理システム、VAT登録、契約書、電子を含む書類や請求書に影響を及ぼします。

QF1: VAT識別番号及びEUセールスリスト

EU域内のB2Bのクロスボーダー取引について0%税率を適用するための要件として、顧客のVAT登録番号の入手と検証及びEUセールスリストの申告が厳格化されます。

実務的な影響としては、企業が全ての顧客のVAT識別番号をERPシステムに含める必要性が高まっています。その理由は、顧客の正確なVAT識別番号を記載した請求書を発行し、正しい情報を記載したEUセールスリストを提出する必要があるためです。

従って、顧客のVAT識別番号を定期的に(又は出荷前に)EU VIESシステムで検証することが重要となります。また、当該管理の適切な文書化もこの点において非常に重要となります。さらに、正確な情報を記載したEUセールスリストの申告は0%税率を適用するための厳格な条件になります。オランダでは、当該提出者の申告漏れの修正が認められます。

QF2: 輸送証明

EU域内供給に0%税率を適用するために必要な証明書類の共通の枠組みが導入されました。

供給者又はその代理人が輸送を行う場合、輸送証明は相互に独立した2つの関係書類である必要があります(例:署名済みのCMRと商品のそれぞれの供給に対する輸送保険契約の組み合わせ)。買い手が輸送を手配する場合、供給者は買い手(取得者)からの書面による声明を保有することが求められます。供給者が必要な証憑を保有している場合、商品はあるEU加盟国から他のEU加盟国に輸送されたと推定されます。税務当局は、輸送が実施されていないことを証明できる場合、当該推定に対して反論を行うことが認められています。

これらの新たな規定は、現在の(オランダの)VAT実務には影響しません。現在オランダの規定、CJEU及び国内の判例に基づき十分な証拠とみなされている全ての証憑は、輸送の十分な証拠として引き続き認められます。

QF3: コールオフストック

コールオフストックの場合、供給者は、事前に商品を倉庫又は顧客が指定する場所に移動させておき、顧客が適時に商品を当該保管場所から引き取るものであり、VAT供給として取り扱われます。

会社が他のEU加盟国に所在する倉庫に自社在庫を移送する場合、当該供給者は、商品の発送側のEU加盟国の(架空の)EU域内供給及び商品の到着側のEU加盟国のEU域内取得として報告することが求められます。その後の顧客への実際の商品の引き渡しは当該倉庫が所在するEU加盟国の国内納品となります。従来では、供給者は他のEU加盟国への在庫の移送と実際の商品の供給について当該EU加盟国においてVAT登録及び関連するVAT申告が求められていました。一定の条件の下、他のEU加盟国への物理的な商品の移動は(架空の)EU域内供給を構成しないため、当該供給者はそのEU加盟国のVAT登録を行う必要がありません。顧客が1年以内に商品を引き取ることが条件の一つとされています。

コールオフストックの移転について全てのEU加盟国で平等に取り扱われるため、コールオフストックに関する新たな規定は統一されたシステムを提供します。これらのコールオフストックの適用は選択制ではなく、適用が必須となります。

QF4: チェーン取引

国境を越えたチェーン取引は、複数のEU加盟国の取引当事者間の商品の連続した供給から構成されますが、当該チェーン取引において実際に国境を越えた商品の輸送は一回のみであることが通常です。

VATの観点からは、当該輸送はチェーン取引の中の供給の一つのみに割り当てられるため、EU域内供給としてのVATの0%税率は当該一つの取引のみに適用できます。他のチェーン取引における供給は、通常、各EU加盟国のVAT登録につながりません。

0%税率が適用されるイントラコミュニティ供給は、チェーン取引における輸送手配者を基準として免税取引を認定することになります。

しかしながら、供給者(仲介者)がサプライチェーンにおける最初の企業ではなく、かつ、輸送元のEU加盟国のVAT識別番号を有している場合、0%税率のイントラコミュニティ供給を自ら実施しているとみなされます。この場合、仲介者への供給は現地供給となり、仲介者による供給が0%税率のイントラコミュニティ供給となります。



VATと電子商取引

2021年7月以降、新たなEコマースのVAT制度下で、デジタルプラットフォーム事業者は複雑なVAT規則と広範囲にわたる管理及びデータ保持義務に直面しています。一定の条件下では、プラットフォーム自体が商品の供給者とみなされます。電子商取引のための新たなVAT規則は、いわゆるワンストップショップVAT申告によるVATの報告を促進します。報告義務を促進させるために、システムに特定の設定が必要があります。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- VATの管理体制の構築支援を行います。
- VATの観点からERPシステムの調整を行います。
- VATに関連するすべてのデータを分析するSAPシステムの拡張方法に関するアドバイスをを行います。
- クイック・フィックスの影響分析を行います。
- 電子商取引のプラットフォームが適切なVAT処理を行うための各種サポートを行います(例えば供給者が誤った情報を提供する場合も)

関税と物品税

EU関税同盟

優れた物流インフラを理由として、オランダはEUの主要な物流ハブに選ばれています。EU域外からオランダに商品を輸入する場合、商品は関税のために申告されなければならない、通常、関税とVATの対象になります。EUは関税同盟であり、これはEUが関税上、単一の領域として扱われ、原則として、各加盟国で同じ規則と税率が適用されることを意味します。また、一度、商品がある加盟国ですべての納税と輸入手続きが完了している状態となると、それ以上の関税の支払いまたはそれ以上の手続きなしに、他のすべての加盟国間で自由に移動できることを意味します。

しかしながら、規定はEU全体で同じですが、解釈や適用はEU加盟国によって異なる場合があります。開放的でビジネスに優しい環境を持つ貿易国であるという長い伝統のおかげで、オランダ関税局は関税調査に関して柔軟であることで知られています。これは、低い関税が徴収されたり、管理が行われていないことを意味するものではありませんが、オランダの関税局は、通常、会社の業務にほとんど影響を与えないような方法により、管理や監督を行っています。

関税

EU外から輸入された商品に対して支払う関税の額を決定する3つの要素が存在します。

分類

関税の額は、商品がEUの合同関税品目分類表(EUのコードと税率のリスト)の中で、どのように分類されているかによって決まります。これは、商品が価格に応じた関税率(つまり、価格に対する税率が定められている)もしくは、特定の関税率(例えば、分量当たりの金額が定められている)が課されるものか、または、関税が全く課されないものか(すなわち、0%)を決定します。

申請時に、オランダ関税当局は、商品の分類について決定を下します。拘束的関税分類情報(BTI: Binding Tariff Information)は、各EU加盟国のBTI保有者と関税当局の両方に拘束力を課すため、分類の確実性を提供します。私たちは商品の分類を決定し、その後BTI申請の準備と実証を支援することができます。

評価

価格に応じた関税率を課される場合、EU関税評価ルールはWTOの評価ルールに基づいており、同様に基本的なルールとして取引価値法を適用することが求められています。これは、実際に支払われた、または、支払われる価格が、関税価格の基礎となることを意味しており、すなわち、価格は売買取引に基づくことになります。関連当事者間の取引は、基本的に取引価格のための基礎として認められます。しかしながら、関税当局は、第三者間取引価格を実証することを要求する可能性があります。そのような取引価格が利用できないか適用できない場合にのみ、代替の方法が適用されることがあります。

売買取引を関税の課税標準として使用する場合、特定の原価の要素(例えば、EUの国境への輸送と保険、研究開発費やロイヤルティの支払いなど)が支払った価格に含まれない場合には、それらが追加されます。特定の原価の要素(例えば、内陸輸送または設置)が支払った価格に含まれている場合には、一定の状況では、それらが除外されます。商品がEUに入った時点で複数の取引の対象になっている場合、これらの取引のうち一つのみが関税価格の基礎として利用できます。輸入者は、どの取引を関税価格の基礎として適用するかを自由に選択することはできません。EUの規則解釈では、商品の発注を取引の開始とみなすこともあるため、関税価格の正確な基準を決定することは必ずしも容易ではありません。

原産地

EUは多数の国々との自由貿易協定や特惠貿易協定を締結しています。これにより、特定の厳格な規則に基づいて、それらの国々から原産地とする商品を、軽減税率もしくは0%税率で、EU内に輸入することが可能となります。近年、EUは様々な新しい自由貿易協定を締結しており、日本、英国、シンガポール及びベトナムとの自由貿易協定が最も新しいものになります。

しかしながら、EUは、商品の輸入時に、反ダンピング、反補助金(対抗措置としても知られています)、セーフガード措置のような、貿易防衛措置を適用することもできます。これらは、特定のリストアップされた国に由来する商品に適用されることがよくあります。したがって、調達または生産の関税の取り扱いには注意を払う必要があります。

関税停止措置

米国とは異なり、EUは支払った関税に関する一般的な還付制度はありません。これは、商品が輸入され、その後、再輸出されるとき、輸入時に支払われる関税は還付されないということを意味しています。したがって、EU市場向けではない製品に対する不必要な関税の支払いを避けるために、様々な中継地の取り決めを、輸送(通関)、保管(保税倉庫)、加工(保税加工)のために申請することができます。これらの取り決めの一部は、関税と輸入VATの支払いの繰り延べのためにも適用される場合があります。このような中継地の制度を適用するためには、通常、EUに設立された企業のみが利用可能となっている許可が必要になります。

基準を満たしていれば、輸入業者が使用できる可能性がある、関税の免除規定があります(例:輸出後にEUに返品される商品に対する関税の免除)。

さらに、輸入、輸送及び/または輸出の際の関税手続きのために簡素化された手続きを用いることができます。これらの簡素化された手続きは、物理的な関税の検査監督ではなく、法人の管理における監督をすることにより、物流業務のより柔軟な取り扱いが可能となります。

簡素化は、輸出の原産地証明書、または請求書のような商業文書上の原産地国文書の自己発行にも関連します(許可された輸出者)。そのような原産地証明書または原産地書類に基づき、軽減税率が課される可能性があります。

物品税

物品税は、特定の消費財に支払われる消費税であり、欧州の事情により、規定されています。消費財には、ビール、ワイン、スピリッツ、たばこ、鉱物油製品があります。支払うべき金額は多額であり、手続きに関する規則は複雑です。これらの商品に係る複雑な規則は当該物品の輸入のみならず、EU加盟国間の輸送にも関わってきます。したがって、オランダへの輸入やEU加盟国への輸送開始前に確認しておく必要があります。

また、過去にこれらの商品をオランダに輸入もしくはEU加盟国間で輸送したことがある企業でも、予め確認することが重要です。2023年に施行予定の物品税に係る新規則により手続変更が想定されており、物品税の課税が生じる商品の輸送には2023年2月13日以降承認が必要となる点に留意が必要です。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 商品の分類およびそれに従った関税率の確認をサポートします。
- 拘束的関税分類情報(BTI)の申請を行います。
- グローバル物流管理システムの導入をサポートします。
- 正しい関税価値(どの原価要素が含まれ、除かれるべきか)を決定します。
- PwCの有するツール(例えば、関税監視ツールや関税インサイトツール)を活用した貴社の関税プロセス管理強化をサポートします。
- 自由貿易協定等を用いることによりEUでの関税額を減らす余地がないかの検討をサポートします。
- 関税停止措置や関税手続簡素化の適用可能性を評価します。
- 関税に係る許認可申請(例えば、許可された輸出者(AEO)の権限申請)をサポートします。
- 消費財に対して保管及び輸送時に物品税の支払を猶予し支払後に輸送を可能とするための各種関連する許認可申請(例えば、保税倉庫に関する許可)をサポートします。
- 消費財が物品税の対象となるかどうかの決定プロセスの構築をサポートします。

個人所得税

オランダでは居住者は全世界所得に対して課税されます。非居住者は、特定のオランダ源泉所得から得られた収入(主に雇用、取締役報酬、事業収入、オランダの不動産からの収入)のみに対して課税されます。

0居住地

個別の事実関係により個人の居住地が決定します。異議がある場合には、オランダの税務裁判所は個人とオランダとの関連性を調べます。結婚している個人が家族をオランダに帯同させる場合、または、単身者としてオランダに1年以上滞在する場合には、駐在員は、一般にオランダの居住者とみなされます。

適格非居住者

オランダの適格非居住者(すなわち、EU、EEA、スイス、BES諸島に居住し、オランダで世界の所得の90%を享受している人)は個人/家族控除、税額控除など、通常はオランダの居住者のみが利用できる規定を利用する権利を有しています。

30%ルーリング(後述の「域外費用と30%ルーリング」をご参照ください)の規定に基づき、居住者とみなされる従業員は、部分非居住者として扱うことを選択することができます。この点、「部分的」とは、ボックス1に関しては居住者として取り扱われ、ボックス2およびボックス3に関しては非居住者として扱われることになります(各ボックスの説明は後述をご参照ください)。

ボックス

オランダでは、全世界所得は、3つの課税所得の種類に分けられ、それぞれの収入は独自の制度の下で別々に課税されます。これは「ボックス」と呼ばれます。各ボックスには独自の税率があります。個人の課税所得は、これらの3つのボックスの所得の合計に基づいています。

ボックス1

範囲

ボックス1では、労働と住宅の所有からの所得が課税所得となります。起業家および雇用所得と主たる住居の所有権(所得とみなされる)が含まれます。

税率

ボックス1は累進課税です。

所得(EUR)	税率(%)	社会保険(%)	合計(%)
0 - 37,149	9.28	27.65	36.93
37,149 - 73,031	36.93	None	36.93
> 73,031	49.50	None	49.50

課税所得

ボックス1に関しては、オランダで事業を行っている外国企業の従業員に最も関連があるため、雇用と家屋の所有からの収入のみについて取り上げます。

従業員がオランダの給与計算に入っている場合、賃金税が給与から引き落とされます。従業員の所得税の前払いとして、雇用主によって控除され支払われます。これは、雇用関係では、原則として現物のすべての給付は課税所得とみなされます。このような給付には、住宅手当、カンパニーカーの個人的な利用、従業員ストックオプション、一時帰国手当、配属前および配属後のボーナスが含まれます。雇用主が払う新規雇用の受入れに関連する引越費用は課税対象ではありません。将来の年金支払い時に課税されるため、承認された年金制度への雇用主による拠出は課税対象ではありません。報酬に基づく株式からの収入および利益は、通常、給付が権利確定(株式)または行使された時点(株式オプション)で課税されます。ただし、2023年1月1日以降従業員の株式オプションについて規則の変更があり、株式オプションの行使後に株式の譲渡が不可能な場合、原則として譲渡が可能となるまで課税時期が延期されます。従業員が文書でその意志を明記する場合には、株式オプションの行使権を課税発生時まで延期することも可能です。したがって、原則的には株式オプションが譲渡可能となるタイミングが、課税発生のタイミングとなります。

「過度な報酬」に関する規定により、ボックス1において、「有利な投資」(利子の扱い)が生じます。過度な報酬からの収入と譲渡益は原則として「その他の活動から生じる収入」とみなされます。特定の状況下では、その収入はボックス2(2023年度には26.90%の低い税率)で課税される場合があります。

住宅の融資、改築、または維持に関連する住宅ローンの利息の支払いは、ボックス1の所得から控除することができます。控除額を決定するために、通常、資産価値の0.35%のみなし収入が用いられます。資産価値が1,200千ユーロを超える場合には、1,200千ユーロを超える部分の金額に対して2.35%が用いられます。2013年1月1日以降に締結された住宅ローンに係る支払利息については、その住宅ローンの全額が30年以内に定期的に払い戻される場合には、その支払利息を控除することができます。2014年1月1日以降は、控除率が段階的に引き下げられています。2023年に関しては、支払われた住宅ローンの利子が、最大税率36.93%から控除されることになります。

税額控除

納税者は一定の場合、税額控除を受けることができます。基礎控除に加えて、納税者の個人的状況（例えば、一人親の場合）に応じて、いくつかの他の税額控除を申請することができます。

ボックス2

範囲

ボックス2では株式からの課税所得となります。

税率

ボックス2の税率は2023年度には26.9%になります。2024年度以降、ボックス2は2つの所得の枠から構成されることになります。67千ユーロまでの1人当たりの所得には24.5%の税率が適用され、67千ユーロ超の所得には31%の税率が適用されます。

課税所得

5%以上の株式を保有しているオランダの居住者、または、5%の株式を取得する権利を有するオランダの居住者は、実質的株式を所有することになります。この実質的株式の所有から生じた所得はボックス2で課税されます。配当および1つまたは複数の株式または権利の売却益がこの所得に含まれます。ボックス2は、オランダに拠点を置く企業の実質的株式を保有している場合にのみ、非居住者に対しても適用されます。

ボックス3

範囲

ボックス3は、貯蓄と投資から得られる（みなし）所得に適用されます。

税率

ボックス3所得は貯蓄と投資から得られる（みなし）所得に対し税率32%で課税されます。詳細は下記の表をご参照ください。

課税所得

2023年1月1日以降、貯蓄と投資の税務上の取扱いに関する移行措置が執行され、2026年施行予定の新規則の発足まで適用されることになります。

移行期間中には、個人の資産は銀行口座の残高（貯蓄）、その他の資産、負債の3つに分類されます。各分類については1月1日時点で固定のイールド率がみなされ、3つの分類の加重平均のイールド率を個人の控除可能額（2023年度には57千ユーロ）を超える分の資産の合計額に適用し、2023年度に32%の課税対象となる課税所得を算出することになります。

非居住者に対しては、一定のオランダの資産のみがボックス3課税対象となります（例えば、ボックス1に配分される自宅として使用されていないオランダの不動産、ボックス2における株式や雇用に関係のないオランダで収入を得る権利、ボックス1に配分される雇用所得）。

直近年度の固定イールド率については以下の表をご参照ください。2022年度及び2023年度の銀行残高と負債に対するイールド率は現時点では発表されていません。

年度	貯蓄	その他の資産	負債
2020	0.04%	5.28%	2.74%
2021	0.01%	5.69%	2.46%
2022	To be determined	5.53%	To be determined
2023	To be determined	6.17%	To be determined

ボックス3の今後見込まれる改正点

オランダ政府はボックス3の課税制度の改正を行う意向を公表しました。当該改正内容は、みなし申告に基づく貯蓄と投資からの所得を課税するのではなく、貯蓄と投資が生み出す実際のリターンに基づいて課税することになります。これにより、毎年の資産の価値の増加及び通常所得が課税対応となります。当該新制度は早くても2026年1月1日から施行される可能性があります。

外国税額控除

居住者と部分的非居住者は租税条約等により二重課税を排除することができます。

2023年度からは、租税条約等において外国税額控除が可能な場合、オランダ居住者の役員がオランダ財務相の承認に基づき免税を受けることが不可能となります。

社会保障

オランダには、雇用主と従業員の両者が拠出する広範囲な社会保障制度があります。オランダの社会保障制度は、他の欧州の社会保障制度と比較して、社会保障の拠出金額の上限額が低く設定されています。

社会保障制度は以下のように分類することができます

- 国民保険:国民保険制度の下では、最大37,149ユーロまでの所得に対して拠出金が徴収されます。現在、拠出金は年額の上限が10,272ユーロで定められていますが、ここから、いくつかの控除を適用できる可能性があります。従業員が支払う拠出金は、課税所得から控除することはできません。国民保険の拠出金と個人所得税は、ボックス1で併せて徴収されます。
- 従業員保険:国民保険制度の下では、従業員保険は最大66,956ユーロまでの所得に対して拠出金が徴収され、雇用主によって支払われます。失業と障害に対する拠出金がこれに含まれます。無期雇用の場合は平均で約7,887ユーロ、有期雇用の場合は平均で約11,235ユーロが拠出されています。これは小規模な雇用主に該当することを前提としています。
- 健康保険:従業員は、国際的な健康保険が利用できるかどうかにかかわらず、オランダの健康保険会社と個別に健康保険契約を締結する必要があります。さらに、雇用主も同様に拠出する必要があります。拠出額の上限は4,473ユーロです。

域外費用と30%ルーリング

国外から雇用または出向された従業員が実際に負担する費用は、これらの経費が証明できる場合には、税金が払い戻されます。これらの域外費用には、基本的に、オランダに居住していなかったとした場合にその従業員が負担しないはずだった全ての費用が含まれます。域外費用と見なされる費用には、特に、国外の住宅、語学コース、居住許可、一時帰国に関連する費用が含まれます。

一定の条件が満たされれば、オランダで働く外国人従業員は30%ルーリングの適用を受けることができます。このルーリングにより、雇用からの収入の30%に相当する金額を無税で従業員に支払うことができます。30%ルーリングとは別に、雇用主は従業員の子供のためのインターナショナルスクールの学費を全額免税することができます。

30%ルーリングにより減額される税額により、すべての域外費用はカバーされていると考えられます。したがって、もし30%ルーリングが適用される場合には、実費の域外費用の払い戻しは、30%ルーリングの適用に加えて行うことはできません。ただし、実際の域外費用が30%ルーリングにより減額される税額よりも高い場合は、費用の証明があれば、域外費用の払い戻しを適用することができます。

30%ルーリングの適用のための要件は以下の通りです。

- 外国人従業員は、オランダの労働市場で入手できない、もしくは、不足している特定の専門知識を有している必要があります。これは以下の給与基準により判断されます。2023年にはネット給与額が41,954ユーロ(30%ルーリングを含むグロス給与額は59,934ユーロ)が最低限必要になります。30歳未満の大学の学位を持つ場合、ネット給与額が31,891ユーロ(30%ルーリングを含むグロスの給与額は45,559ユーロ)の低い基準が適用されます。
- 従業員は、オランダで雇用される前の24ヶ月のうち2/3以上の期間を、オランダ国境の半径150キロ圏外に住んでいなければなりません。
- オランダで雇用を開始してから4ヶ月以内に30%ルーリングの申請をしなければなりません。この期間を超えた場合、ルーリングは、申請が行われた月の翌月以降にのみ適用されることになります。30%ルーリングは、従業員がオランダの賃金税台帳に含まれている場合にのみ適用可能となります。

30%ルーリングの今後見込まれる改正点及び上限
近年、30%ルーリングに関していくつかの改正が行われてきております。

2019年1月以降、30%ルーリングおよび域外費用の税額の払い戻しの適用期間は、8年だったものが短縮され5年となります。

2023年1月1日以降、域外費用の税額の払い戻しを適用するか、30%ルーリングを適用するか、を選択する必要があります。年度の途中での変更は認められません。

2024年1月1日以降、30%ルーリングの適用金額について上限が設けられます。これ以降、「Top Income Standardization Act」で設定されている所得の上限額の30%までの控除が認められるようになります。2022年度における上限値(216千ユーロ)に基づき、控除可能額は年間64,800ユーロとなります。当該従業員が1年間オランダで働かない場合には、その割合に応じて上限額が算出されます。なお、2022年度中に30%ルーリングを受けた従業員に対しては、移行措置として上限額の適用時期は2024年1月1日開始ではなく、2026年1月1日開始となります。

また、30%ルーリングは、オランダの雇用が終了した時点の賃金税の計算期間の翌計算期間終了時に失効します。30%ルーリングは、出国後に得た所得には適用されません。したがって、30%ルーリングは、原則として、オランダから出国後に課税対象となる賞与や株式から生じる利益に対しては、適用されません。

30%ルーリングの計算例

この計算例は、年間75,000ユーロの給与と年間10,000ユーロの域外費用がある出向者に対して、30%ルーリングの適用の有無による実効税率の違いを示したものです。

	30%ルーリングあり	30%ルーリング
雇用者からの グロス給与	€ 75,000	€ 75,000
減算: 域外費用	€ 22,500 (30 % of remuneration)	€ 10,000 -/- (actual costs)
所得税上の課税対象	€ 52,500	€ 65,000
減算: 所得税	€ 9,653	€ 14,287 -/-
減算: 国民保険拠出	€ 9,808	€ 9,808 -/-
加算: 各種控除	€ 4,355	€ 2,875 +
ネット給与	€ 59,893	€ 53,780
実効税率	20%	28%

給与税

オランダに居住または恒久的施設を有する個人事業主、または、人員を雇用している個人事業主は、給与税を源泉徴収する義務があります。オランダに居住しておらず、かつ、従業員（その給与所得がオランダで課税されるものに限る）を有する個人事業主は、オランダでの給与税の源泉徴収代理人になることを選択できます。

給与税の源泉徴収代理人は、従業員の賃金から賃金税および国民保険料の源泉徴収と、従業員の保険料と健康保険法に基づく所得関連の拠出金を負担することが義務付けられています。社会保障保険料は、従業員がオランダの社会保障制度によって保護されている場合にのみ支払われるものです。

賃金税および国民保険料は、従業員の所得税に対する源泉税です。医療保険法に基づく保険料および所得関連拠出は、雇用主の負担です。2023年の場合、従業員の保険料の上限（見込み）は無期雇用の場合は約7,887ユーロ、有期雇用の場合は11,235ユーロであり、医療保険法に基づく所得関連の拠出金の上限は4,473ユーロです。

賃金は、雇用契約に従って従業員が受け取るすべてのものを意味すると理解されていますが、一部の項目は一般的な業務関連費用スキームまたは特定の免除規定に基づき、免税となる場合があります。従業員への精算や現物給付を行っている雇用者は、賃金税への影響を検討する必要があります。特定の免除規定（例えば、オランダの年金給付および特定の賞与の受給権に関する免除規定）が適用されない場合には、精算または現物給付は、従業員の個人賃金か、または、業務関連費用スキームに含まれます。

業務関連費用スキーム

業務関連費用スキームでは、雇用主は精算や無税の現物給与の支給を提供することができます。業務関連費用スキームの予算は、2023年にわずかに増加し、従業員に対する年間支給額の最初の40万ユーロまでは3%、課税支給額の残額については1.18%となっています。2024年は、最初の40万ユーロまでに適用される予算が再び1.92%に減少することになっています。

さらに、いくつかの特典を当該スキームの予算内に含めることなく、課税なしで提供することができます。当該スキームの予算枠を超過した場合には、雇用者は超過額に対して80%の税金を支払わなければなりません。

業務関連費用スキームでは、精算額が通常必要であると認められる範囲から大幅に（30%以上）乖離していない点に注意が必要です。さらに、特定の給付は、強制的に個人の給与となるため、業務関連費用スキームで非課税とすることができません。これは例えば社用車の私的使用などが該当します。

業務関連費用スキーム下における新たな免税制度
新たな免税措置として2022年に導入された業務関連費用スキームがあり、このスキームを用いて企業は特定の在宅勤務手当の免税制度の下で在宅関連費用を経費精算することができます。この免税制度は、在宅勤務1日あたり2023年度には最大2.15ユーロの固定額が適用されています。ただし、在宅勤務手当と通勤費の免税の両方を同じ勤務日に適用することは認められません。通勤費と同様、期間ごとに一定額の手当を支給することができます。

当該免税制度を適用するためには、特に在宅勤務費用と通勤費の免税は同じ勤務日に適用できないため、従業員が通常自宅で勤務する日数を把握することが重要になります。在宅勤務日数について従業員と特定の契約を締結している場合、契約比率から逸脱があっても、固定手当の調整を行う必要はありません。ただし、契約の大きな変更があった場合、在宅勤務費用及び通勤費の固定手当を調整する必要があります。

ジェンダー・クォータ制度 (Gender quota)

新制度は2022年1月1日から施行されました。上場及び非上場のBVとNVを含むオランダの大企業は、取締役会及び監査役会におけるバランスの取れた男女比の配分を目指すことが法的に義務付けられています。この制度の一部として、上場企業の監査役会の少なくとも1/3が女性で、少なくとも1/3が男性でなければならない要件が追加されています。この制度は新しく任命される役員に対して適用されます。そのため、監査役会の男女構成比率が均衡しない場合、全ての役員は男女比率の適正化に尽力することが求められます。

さらに、企業は、トップマネジメントとサブトップマネジメントにおけるジェンダーバランスを改善するために適切な目標を設定することが求められます。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 賃金税や業務関連費用スキームについて助言します。
- オランダの給与計算のセットアップや源泉徴収代理人の登録申請を行います。
- PwCは、海外駐在員に関連するリスク管理やコンプライアンス順守に対してサポートをします。
- 適正かつ合理的に、税金、年金、社会保障給付のメリットを得られるよう、適時に適切な人材を配置し、効率的なソリューションを提供します。



その他税金

不動産移転税

オランダにおける非居住用の不動産の取得及び法人もしくは個人による長期的に居住しない不動産の取得に対して2023年には市場価格の10.4%の不動産移転税が課されますが、合併や分割等の再編に伴い非居住用の不動産を取得する場合は免税規定が設けられています。

一方、住宅が実際の取得者によって永続的に居住の用に供されるという特定の条件を満たす場合、居住用の不動産の取得に対しては、2%の低い税率が適用されます。賃貸目的で取得される住宅の場合、通常通り、2023年には市場価格の10.4%の不動産移転税が適用されます。さらに住宅の経済的所有権を単に取得する場合でも、2023年には市場価格の10.4%の不動産移転税の対象となります。

住宅市場の新規参入を容易にするために、不動産移転税の新たな免税規定も導入されています。当該免税規定は、免除を申請するための住宅を購入する35歳未満の成人に適用され、購入価格が2023年には最大440,000ユーロの住宅が対象となります。なお、当該免税規定は、住宅の取得者が実際に永続的に居住するものであることが適用の条件になります。当該免除を申請できるのは生涯に一度のみです。既に免税措置を利用せずに住宅を購入した人も、継続取得の時点で35歳未満であれば、免税措置を申請できる可能性があります。

2022年には、住宅が過去に買戻条件付きで売却されて、実際に不動産が買い戻されている場合について新たな免除規定が導入されました。住宅供給会社や不動産開発業者は、低所得者向けの住宅を低価格で販売する場合、このような条件を用いることが多く、仮に購入者が住宅を転売したい場合、この条件では、より高い市場価格でいかなる市場関係者に販売することはできず、住宅会社が開発業者に設定された価格で不動産を転売しなければなりません。このような買戻しには、不動産移転税の免除規定が適用できます。

また、不動産を所有する企業の株式の取得に際して、その企業が(Real estate entity)としての要件を満たす場合にも、譲渡税の課税対象となる可能性があるため留意が必要です。(Real estate entity)とは、株式取得時または全事業年度において、以下の2つの要件を満たす企業のことを指します。総資産の50%超がオランダ国内外にある不動産で構成されていること
保有不動産の30%超がオランダ国内の不動産で構成されていること

配当源泉税

オランダ企業(協同組合を除く)からの配当に対しては、15%の配当源泉税が課されます。個人又は企業が受け取る配当が資本参加免税の適用により免税となっていない場合、二重課税防止の観点から所得税額控除を受けることができます。

EU親子会社指令またはEU / EEA法により、EU / EEA諸国の法人に対して支払われる配当に対しては課税されないケースもしばしば見受けられます。当該免除規定の対象法人は、OECD BEPSプロジェクトに基づき判定がなされます。なお、オランダが二国間租税条約を締結している国の法人に対しても、当該免除規定が適用されます。

持株機能のみを有する協同組合は、前事業年度にオランダに所在する当該協同組合の事業の少なくとも70%が株式の保有であると認められる場合、配当に対する源泉所得税を控除する義務が課せられています。持株機能のみを有する協同組合に該当するか否かに関わらず、協同組合には源泉所得税の控除義務が課せられます。なお、条件付配当源泉税については前述をご参照下さい。

利息収入およびロイヤルティ収入に係る源泉税

2021年1月1日以降、オランダでは、低税率国等(所得に対して課税が行われない又は法定税率が9%未満の国、租税に非協力的としてEUリストに掲載されている管轄区域)に所在する関連会社に対して支払われる利子及びロイヤルティに係る条件付源泉税が導入されています。当該源泉税率は法人税率と同率とされるため、2021年は25.8%になります。なお、2024年1月1日までに同様の条件付配当源泉税が導入される予定です(詳細は該当箇所参照)。

自動車税と地方税

- 上述の税金の他に、以下のようないくつかの税金があります。
- オランダで自動車を所有/使用する個人は、オランダの道路税の課税義務が課されます。
- オランダ国内における不動産の所有/使用者には、市税が課されます。
- 相続税および贈与税は、贈答品または相続財産の市場価値に基づき課税されます。
- エネルギー税や水道税等の様々な環境税が課税されます。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 配当税の源泉徴収義務の有無を判断します。
- 潜在的な配当源泉税課税の改正や使用料と利息の源泉税課税の導入について助言します。
- 源泉徴収税と所得税の双方の納税義務の決定をサポートします。
- 二国間租税条約の適用条件と実務について助言します。
- 国内法と国際法の適用条件と実務について助言します。
- 申告期日、申告様式、異議申立等に関連する諸規程の順守をサポートします。

税制優遇措置

オランダは、研究開発業務や統括拠点として非常に魅力のある場所でもあります。オランダ税制では、イノベーションや新規ビジネス活動を支援する様々な税制優遇措置があります。

研究開発活動促進税制

オランダの税制は、前述の「イノベーションボックス制度」とは別に、革新的な新たな製品の研究開発に従事する従業員の賃金に対して、賃金税の軽減措置を設置しています。

研究開発費

企業は、給与税と社会保険料を削減することができる助成制度（Wet bevordering speur- en ontwikkelingswerk: WBSO）を利用することで、研究開発活動のコストを削減することができます。研究開発活動に関するWBSOは、研究開発に関連する給与費用及びその他の経費を対象としており、雇用者側の賃金税負担を軽減します。給与税と社会保険料の控除可能額は、2023年時点では、研究開発費の最初の350,000ユーロ（以後、「バケット1」と呼びます。）の32%、それを上回る超過研究開発費の16%となっています。ただし、当該控除可能額は賃金税額がキャップとなります（スタートアップ企業は、バケット1の40%がキャップとなります）。

当該助成制度の利用にあたっては、RVO.nl（オランダ経済省）のオンラインシステムを通じて、助成申請書を提出する必要があります。当該申請が承認されると、研究開発者の認定証を受領することができます。ただし、当該助成制度の政府予算にも限りがあるため、通常助成金の額は予算の使用状況により変動します。このため、研究開発活動を行うにあたっては、活動費が助成金の対象範囲にあるか否かに留意することが必要です。

投資促進税制

特定の事業資産への投資（特定の控除対象外資産以外）は、所得控除の適用を受けることができます。

省エネ及び環境促進資産

エネルギー効率の高い資産への投資に関しては、投資額が2,500ユーロを超え、かつ、(Energy List 2023)の要件を満たしている場合、追加控除(EIA)を受けることができます。EIAは、適正と認められた投資額の45.5%に相当します。

環境改善資産への新規投資に関しても、同様の税制優遇措置が設けられています。投資額が2,500ユーロを超え、かつ、(Energy List 2023)の要件を満たしている場合、追加控除(MIA)を受けることができます。MIAは、取得資産の適格性に応じて、投資額の45%、36%または27%に相当します。

これらの優遇措置を受けるためには、投資後3ヶ月以内に投資の事実をRVO.nl（オランダ経済省）に報告する必要があります。当該報告は、オンラインを通じて申請可能です。

特別償却制度

特定の要件を満たした固定資産は、特別償却制度を適用することができます。通常の償却と比較し、特別償却制度では毎年最も適切な減価償却率（高・低）を選択することが可能です。

特別償却制度は、特定の要件を充足するオランダの環境保護に資する事業用資産への投資に対して適用が可能です。また、2023年には、特定の資産について50%を上限として製造費の無作為な割合を加速償却することが可能です。この加速償却は当該資産の購入義務が2023年中に生じた場合、もしくは製造費が2023年中に生じた場合に限り適用可能です。

より詳細は、後述の法人税の減価償却のパラグラフをご参照下さい。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- ・ 税務上の各種優遇制度の適用可否について助言します。
- ・ 各種優遇制度の適用の有無の判断について、個別に助言します。
- ・ 申告期日、申告様式、異議申立等に関連する諸規定の順守も合わせてサポートします。

税務コンプライアンス

法人税

法人税申告書及び賦課決定通知

オランダ民法に基づき設立された会社、または、税務上の居住地がオランダである会社は、毎期法人所得税(CIT)を申告する必要があります。

オランダの税務当局は、会計年度の期首に暫定の賦課決定通知書を発行します。3月決算会社等の暦年と一致しない会計年度の会社に関しては、後述する各期限・期間とは異なる要件が適用されるため留意が必要です。

最初の暫定の賦課決定通知書は、各年の1月に発行されます。当該賦課決定により算定される課税所得は、過去2期間の課税所得の平均値、もしくは、納税者が提出した予定申告書に基づいて算定されます。予定納付の支払期限は当該賦課決定通知書に記載されていますので、賦課決定通知書の発行日から6週間以内に一括で支払うか、または、2月から12月にかけて11回分割で支払わなければなりません。一括での支払いの場合は、納税者は納税額の割引を受けることが出来ませんが、当該割引制度は2021年に廃止される予定です。

なお、納税者はオランダの税務当局に対し、賦課決定通知書の修正を要請することができます。当該要請はオンラインを通じて提出可能であり、特に不当と認められない限り、当局に受け入れられることが通常となっています。

会計年度の終了後5カ月以内に法人税申告書を提出しなければなりません。最大5カ月間の延長が可能です。法人税申告書の作成が、PwC等のプロフェッショナルファームによりサポートされている場合には、特定の要件が満たされれば、会計年度終了後、最大16カ月間の申告期限の延長を行うことが可能です。例えば、2022年12月31日に終了する事業年度においては、法人税申告書の提出期限を、最大で2024年5月1日まで延長することができます。3月決算会社のような暦年と異なる会計年度を適用している企業も、例外なく最大で16カ月間の申告期限の延長が可能です。

法人税申告書の提出後、オランダの税務当局による法人税申告書の審査を経て、最終版の法人税賦課決定通知が発行されます。当該賦課決定通知書は、会計年度末またはそれに税務申告延長可能期間を加えた期限から3年以内に発行されます。最終的な賦課決定通知書に対する異議申立期限は、賦課決定通知日から6週間以内と定められています。

なお、延長申請をした場合の実際の延長期間や、オランダの税務当局が賦課決定通知を発行するために必要な実際の日付・期日・期間は、状況によって異なる場合があります。また、クライアントやPwCの過去の申告の履歴によっては、オランダの税務当局が申告期限の延長期間を短縮する可能性もあります。

納税

法人税は賦課決定通知書の通知日から6週間以内に支払う必要があります。延滞利息は、最終の賦課決定通知書と暫定の賦課決定通知書との差額に対してのみ支払う必要があり、会計年度終了後から最終の賦課決定通知日までの期間のうち6カ月を超過する期間に対して延滞利息が計算されます。このため、延滞利息(2021年12月31日までは税額の4%、2022年1月1日以降は8%)を抑えるために、暫定の賦課決定通知書を申請しておくことが望まれます。

また、最終の賦課決定通知が暫定の賦課決定通知よりも低い場合には、通常、延滞利息の還付は行われません。このため、暫定の賦課決定通知の段階から、最終評価に可能な限り近い税額を算定しておくことが重要です。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- ・ 法人税申告書の作成
- ・ 決算書のための未払法人税の計算(オランダ会計基準・国際会計基準・アメリカ会計基準)
- ・ 税務コンプライアンスプロセスの構築や実行の支援
- ・ ソフトウェアを用いた税務の課題の解決支援(会計・モニタリング・国別報告書・ワークフロー)
- ・ 既存ERPシステムにおける税務ツールの活用支援

追加の賦課決定通知

オランダの税務当局は、税務調査官が最終賦課決定通知時点で合理的に識別できなかった新たな情報を入手した場合、会計年度終了後5年以内に追加の賦課決定通知書を提出することができます。法人税の申告期限が延長されている場合には、この5年間の期間はその延長期間に応じて、延長されます。とりわけ、国外所得に関しては、当該追加の賦課決定通知は会計年度終了後12年間認められています。追加の賦課決定通知の結果として、最終賦課決定通知と追加の賦課決定通知の差額に対する延滞利息(最大100%)と所定の罰金が科されます。当然、延滞利息及び罰金は課税所得や税額から控除することはありません。

マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書

会計年度終了後12ヶ月以内に、国別報告書をオランダの税務当局に提出する必要があります。さらに、少なくとも5,000万ユーロの連結売上高を有する多国籍企業に属するオランダ企業は、最終的な親会社の税管轄権にかかわらず、マスターファイルとローカルファイルを保管する必要があります。これらは、税務申告期限内に該当する企業において作成されなければなりません。

7億5,000万ユーロ以上の連結売上高を有する多国籍グループに属するオランダの法人は、最終親会社が国別報告書を提出するか否かを税務当局に通知しなければなりません。そうでない場合には、どのグループ会社かどの国の税務当局に国別報告書を提出するかを、オランダ税務当局に対して通知する必要があります。当該通知は遅くとも、会計年度末までに行われなければなりません。

ATADII(租税回避防止指令II)の文書化要件

租税回避防止指令IIは特定の文書化要件を規定していませんが、オランダ租税回避防止指令IIの下では、納税者は支払が租税回避防止指令IIの適用範囲に含まれるか否かを決定するために関連する全てのデータを記録に含めることを求めています。納税者が支払いが租税回避防止指令IIの適用範囲に含まれないとの立場を取る場合、当該立場を裏付ける文書化も関連文書に含めなければなりません。納税者がその情報を保有していない場合、立証責任は納税者に転嫁され、納税者が租税回避防止指令IIが適用されないことを証明しなければなりません。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- ・ 国別報告書の作成・提出支援
- ・ 国別報告書に関する税務当局への通知の支援
- ・ 国別報告書のデータの分析
- ・ 国別報告書提出のためのファイル形式の変換支援
- ・ マスターファイルとローカルファイルの作成支援
- ・ 各国の国別報告書の提出要件の検討支援

配当源泉税

配当、みなし配当、各種利息は、配当源泉税の対象となります。配当が実施される際に、配当を行う法人は配当額から源泉税を控除した残額を株主に支払います。配当を行う法人は、配当源泉税申告書を提出した上で、配当から1ヵ月以内に源泉税を税務当局に支払う必要があります。

ただし、ほとんどの場合には配当源泉税は課されないと考えられますが、その場合であっても、配当源泉税申告書は提出する必要があります。

オランダ法人が、オランダ国内に居住する子会社または租税条約を締結した国から配当金を受け取り、その後、当該オランダ法人が親会社に配当を行う場合には、一定の要件を満たす場合には限り、配当源泉税から当該配当額の3%相当額を控除することができます。

なお、配当が実施された暦年から5年以内に、税務当局は、追加で賦課決定を行うことができます。配当源泉税申告書の作成義務を放棄した場合、および、配当源泉税の支払を怠った場合、ならびに、所定の期限内に納付が行われなかった場合には、罰金が課されることがあります。

利子及び使用料に係る条件付配当源泉税

2021年以降、低税率国・地域に所在する関連会社に対する利子及び使用料は条件付源泉税の対象になります。当該源泉税の対象となる利子又は使用料の支払いがある場合、その暦年末から1ヶ月以内に税務当局に対して利子・使用料源泉税申告書の提出が求められます。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 配当、利子及び使用料に係る源泉税の課税関係を分析します
- 配当、利子及び使用料源泉申告書を作成します。



付加価値税

VAT申告

VAT申告の課税期間は通常は四半期ごとになります。ただし、納税者はオランダの税務当局に対し、毎月のVAT申告への変更を請求することができます。納税者が還付を受けられるポジションの場合、毎月申告を行うことによりキャッシュフローの優位性を得られる可能性があります。また、納税者は、特定の条件が満たされている場合には、年間でVAT申告を行うことも可能です。税務当局は、申告又は納税が遅延する場合、納税者に対して毎月のVAT申告を義務付ける権限を有しています。オランダに設立された法人のVAT申告は、課税期間の翌月末までに行われる必要があります。オランダでVAT登録のみを行っている外国法人の場合、VAT申告は、課税期間の2ヵ月後の末日までに行われる必要があります。年間の申告を行う納税者は、自動的に翌年3月31日まで提出期限を延期することができます。これは、例えその課税期間中にオランダで事業が行われていない場合であっても、または、オランダのVATの還付を受ける権利がない場合であっても、適用されます。

VAT申告は電子申告により提出される必要があるため、週末や祝祭日により、これらの申告期限が変更になることはありません。VAT申告は24時間365日提出することが可能です。VATの納付は、VAT申告を行う際に支払われなければなりません。

VAT申告書を提出してから6週間以内であれば、提出されたVAT申告書を修正することができます。さらに、VAT申告後5年以内に、追加のVAT申告書を提出することができます。ただし、追加のVAT申告については、変更内容が税務当局によって承認されない場合には、正式には認められません。この追加のVAT申告を提出するための特別な書式があります。さらに税務当局に支払うVATの追加支払額が1,000ユーロ以上の場合には特別な書式が必要になります。

EUセールスリスティング

納税者が別のEU加盟国の事業者の商品の販売やサービスを提供する場合（商品の販売の場合には、これらの商品がオランダから出荷される場合）には、EUセールスリスティングを提出する必要があります。商品と別のEU加盟国に販売する納税者は、これらのリストも提出しなければなりません。納税者がリストを提出しなければならない期間は、実際の状況（提供および/または取得の金額および取引の種類）に応じて、毎月、隔月、四半期、毎年のいずれかとなります。

オランダでは、商品のイントラコミュニティ内（つまりEU内）の販売（いわゆる「Opgeaaf ICP」）に関して、四半期で他のEU加盟国に対して50,000ユーロを超える販売がある場合、月次でEUセールスリスティング申告書を提出することになります。イントラコミュニティ内のサービス提供は、四半期ごとに提出することができます。年間でVAT申告を提出することが許可されている課税対象者は、特定の条件が満たされている場合には、リストも年間で提出することができます。当該リストは、該当する報告期間の翌月の最終日まで提出する必要があります。

イントラスタート申告

オランダから他のEU諸国へ商品の移動が年間1,200,000ユーロを超える場合、または、他のEU諸国からオランダへの移動が年間1,000,000ユーロを超える場合には、オランダから他のEU諸国へ商品の移動について、イントラスタート申告を提出する必要があります。

イントラスタート申告は、毎月提出しなければならず、各期間の翌月10日が期限となります。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- VAT申告書、EUセールスリスティング、イントラスタート申告書、還付申請の作成支援
- 会計帳簿とVAT申告書の照合

個人所得税

個人所得税申告

個人所得税の申告書は、原則として毎年5月1日までに提出しなければなりません。ただし、申告期限の延長できる場合があります。

予定納税および事前還付

一般的に、もし納税者が賃金税の源泉徴収の対象とならない所得を有する場合には、所得税の見込み納付を事前に行う必要があります。もし、オランダの給与計算で考慮されない税額控除(住宅ローン利息控除など)がある場合は、毎月の所得税還付額の還付請求のために、税金還付に関するフォームを提出することもできます。

賃金税

賃金税は、各賃金期間、すなわち従業員が賃金を受け取る期間(通常、毎月または4週間)ごとに計算されます。雇用主は、賃金期間ごとに賃金税申告書を遅滞なく、かつ、正確に提出する必要があります。賃金税申告書は、雇用主に関する項目(雇用主に関する一般情報)と従業員に関する項目(各従業員に関する詳細情報(2019年以降、正しい税金の払い戻しを実行するために、従業員の海外の住所を記載する必要があります)で構成されています。

税務当局は、各種給付や所得税申告手続きのために、詳細な情報を使用します。そのため、最新で、正確、かつ、完全な情報であることが重要になります。従って、雇用主は、賃金税の誤りや不足を常に修正し、補足する必要があります。賃金税申告書の納税額は、税務当局により定められた期限内に支払わなければなりません。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- ・ 賃金税コンプライアンスの支援
- ・ 賃金税スキームの再構築支援
- ・ 個人所得税の作成支援
- ・ 予定納付に関する支援
- ・ 給与計算プロセスの構築および運用支援
- ・ 税務リスクを識別するためのデジタル評価ツールの導入支援

人材と労働法

人材

会社にとってもっとも重要な財産は人材です。すでにご説明の通り、オランダは高品質の労働市場として世界的にも有名です。加えて、オランダの従業員は柔軟性があり優れた労働倫理をもっています。

オランダの労働組合は穏健な性格であり、企業側とのコンセンサスを前提とした運営を行う傾向にあります。組合員数は一般に少なく、産業内労働紛争が起きた際には、早急かつ客観的に解決されます。企業側と従業員は共同産業労働評議会、社会経済評議会、オランダ労働評議会、ヨーロッパ労働評議会を通して様々な形で協力関係にあります。この協力関係は安定した労働環境に貢献しています。その結果として、賃金コストの上昇は比較的緩やかですが労働生産性は高水準を保っています。

オランダにおける共通の実務として、高度な能力を有する人材との雇用契約にボーナス/報酬スキームを含める場合があります。あるセクターにおけるボーナススキームは特有の法的要求事項の対象となっています。これらのスキームの記述は、税務メリットをとれるよう、または雇用契約が切れた際に雇用者が予期しないコスト負担が生じないようにする必要があり重要です。加えて、高い給与を払うことなく、従業員にベネフィットを提供できるよう雇用者と従業員双方にとって税務メリットがあるようにすることが可能です。

賃金コストは相対的に低くはないものの、社会保障、年金、などの恩恵に対するプレミアムがあります。それらは雇用者と従業員双方によって負担されます。

オランダの雇用者は自営業の個人を雇うことができます。自営業の個人は従業員ではありません。実務的には、時に従業員と自営業の個人を区分することが難しい場合があります。雇用者はオランダ税務当局が自営業の個人が自社の従業員として取り扱われないことを確認する必要があります。オランダ政府は、現在、自営業の個人との労使関係が雇用に該当しないとするための要件明確化と、ガイダンスの整備を進めています。現時点においては、自営業の個人との労使関係に対しては、政府は取締を一時的に停止していますが、2025年までには再開するとされています。ただし、悪意がある場合や、税務当局の指示にタイムリーに従わない場合、税務当局による取締が可能となっています。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- ・ オランダ労働市場の状況に関して最新の情報を提供します。
- ・ 雇用条件についてアドバイスします。
- ・ 自営業の方のポジションについてアドバイスします。

労働法に基づく要求事項

オランダ労働法は、雇用主に対して義務と潜在的なリスクをもたらす様々な保護を従業員に対して行っています。これらは以下を含んでいます。

- 従業員に対して最低賃金を支払う必要があります。これは、月額固定で年々増加していきます(2023年1月1日現在、21歳以上の従業員に対して月額最低1,934.40ユーロ)及び休日手当(年俸総額の8%)。
- 最大労働期間及び最低休暇期間を遵守する必要があります。フルタイムで働く従業員は通常、週に40時間以下の労働時間となっています。
- 各従業員に対しては有給休暇手当として、最低、1週間当たり平均労働日数の4倍を付与する必要があります(フルタイム勤務の場合20日間の有給休暇)。年間25日間の休暇付与が一般的と考えられています。
- 雇用者の義務として、雇用契約には透明で予測可能な雇用条件を含める必要があります。例えば、雇用契約終了時における手続上の要件や通知期間について、従業員に通知する義務が課されます。
- 期間従業員として契約できる人数(契約)に制限を設けています(3年以内に三回までの有期雇用契約が認められる)。
- 子どもの誕生、その他家族の状況に応じて、最低16週間の有給(月給の100%に相当)での産休や最低9週間の有給(月給の70%に相当、グロスで5,065.58ユーロの70%が上限)での育児休業などの権利が認められるなど、様々な福利厚生が従業員に与えられています。
- 傷病休暇手当として、最初の2年間、従業員は最終給与の70%を受け取る権利があります。2023年1月1日現在、最低でも法定最低賃金の1,934.40ユーロ、最大で最高賃金5,065.58ユーロの70%(3,545.91ユーロ)の傷病休暇手当の支給義務があります。
- 企業は、(1) 50人以上の従業員を雇用する場合、又は(2) 適用される労働協約により義務を負う場合、労働組合を設置する義務を負います。10人以上50人未満の従業員を雇用する企業は、従業員の過半数の要請があれば、職員代表機関を設置する義務を負います。職員代表機関が設置されない場合、企業は少なくとも年に2回、または従業員からの要求に応じて、人事会議(「personeelsvergadering」)を開催する義務があります。
- 雇用者が従業員や求職者について取得した個人データを処理する自由の制限。
- 安全な労働場所を提供する一般的な義務を雇用主に求めています。これには、従業員の健康と安全に関する知見を有する代表者との協議や特定の健康、安全に関連する情報を提供することを含んでおり、また安全な労働場所の対象は従業員の自宅も含まれ、例えば業務用の椅子やモニターなどの提供も含まれます。

- 職能に応じた新規採用時を含め、従業員に対する差別的な扱いを禁止しています。
- 企業が雇用契約の終了または有期雇用契約の非更改(傷病または有期雇用契約の満了後を含む)を通知した場合、従業員に対して、雇用開始日に応じて按分計算された法定退職金を支給する義務があります(試用期間中の雇用契約の終了も含む)。法定退職金は、各雇用年度の月給総額の1/3に相当します。2023年1月1日現在、法定退職金の上限金額は、89,000ユーロとされています。当該支給額の算定基礎には、法定休暇手当8%、年末手当、賞与等が含まれます。
- 様々な解雇法規則、解雇に関する法定保護制度が設けられています。

雇用主はすべての従業員を対象とする包括的従業員契約を締結することが推奨されます。これは、すべての雇用条件を含めることに加え、例えば、守秘義務や雇用期間終了後の特定の競合行為を禁止すること等も含まれます。

移民

オランダで働く又は住むすべての外国籍の方は、オランダの移民法の規制対象となります。オランダは多国籍企業で働く給料等の特定の要件を満たす高度な技術を有する外国籍従業員に対しては通常より労働許可証を与えやすくしています。

EEA(欧州経済領域)内の国籍及びスイス国籍を有する方
EEA(またはスイス)国籍の方は、入国審査はありません。EEA内の国籍の方が4ヶ月以上滞在する場合は、居住地の市町村に登録する必要があります(「EEA外の国籍を有する方」の「登録市町村」をご参照ください)。

EEA(欧州経済領域)外の国籍を有する方
どの移民手続を開始すべきかは、具体的な事実と状況によって異なります。労働許可手続と高知的労働者に関する手続が最も一般的です。

ブレグジット

2021年1月1日以降にオランダに入国する英国人は、オランダの移民法の適用を受けます。つまり、彼らはパスポートに基づいて180日のうち90日までシェンゲン圏(オランダを含む)に入国・滞在することが許可されます。パスポートの有効期限は6ヶ月以上必要です。ただし、初日からオランダで就労するためには、労働許可証が必要です。また、滞在日数が180日間で90日を超える場合は、滞在許可証が必要です。

知的労働者

知的労働者の滞在許可証は、EEA外の国籍を有する方がオランダに居住し合法的に就労することを可能にします(別途労働許可証を取得する必要はありません)。ただし、以下の要件を満たす必要があります。

・会社は、オランダ移民帰化局(IND)に公認スポンサーとして登録されていなければなりません。

・従業員は、市場整合性のある給与月額が少なくとも5,008ユーロ(2023年度 有給手当を含む 5,408.64 ユーロ)、従業員が30歳未満の場合は3,672ユーロ(2023年度 有給手当を含む 3,965.76 ユーロ)でなければなりません。

なお、知的労働者の居住許可証を取得した場合、当該従業員には30%ルーリングの適用が可能です(XXページの「個人所得税」参照。)

自治体への登録

オランダでの滞在が4ヶ月未満の場合、18の指定された事務所の一つで市町村人口データベースに非居住者として登録することは任意です。ただし、税金や給与支払いに必要なオランダ市民サービス番号(BSN)を取得するために自治体への住民登録が必要です。

6ヶ月以内、4ヶ月以上の滞在の場合、市町村人口データベースへの登録が必要です。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- ・ 労働者評議会の設立(労働者評議会規則の作成、労働者評議会の選挙、時間計画策定など)。
- ・ 安全で健康的な職場環境を作るための指導。
- ・ 会社の活動が強制的な労働協約の範囲に入るかどうかの分析。
- ・ オランダ労働法に関するアドバイス(最低休暇制度、雇用契約書の作成、雇用契約解除の方法など)。
- ・ 従業員の個人情報の取り扱いに関するアドバイス。

会計と監査

会計上の要求事項

オランダ法人は、適時に経営成績及び財政状態を把握できるように、会計記録を記帳することが要求されています。会計帳簿の保存期間は各法制の要求事項により異なりますが、基本的には7年間の保存義務が課されています。国際的な税務戦略の中で、オランダに欧州または周辺地域の統括会社を設置する日系企業も多数見られますが、特定の場合を除き、会計記録の保管場所や会計記録の機能通貨に関しては特に法制上の要求はありません。

これらの会計記録に基づき、会計年度ごとにアニュアルレポートの作成が要求されます。アニュアルレポートは株主総会における承認決議を得た後、オランダ商工会議所に提出された上で一般公開されます。なお、日系企業のオランダ支店に関しては、当該日系企業の事業報告書及び計算書類等のコピーの提出が要求されています。

オランダ語以外に英語、ドイツ語又はフランス語でのアニュアルレポートの作成及び登記も認められています。



アニュアルレポート

会社規模区分

オランダ法人(EUで批准された国際会計基準(以下、「IFRS-EU」)を採用する企業を除く)は、総資産、純売上高、平均従業員数の3つの基準に基づき、「小規模会社」、「小会社」、「中会社」または「大会社」のいずれかの会社規模に分類され、それぞれの

会社区分ごとにアニュアルレポートの作成義務及び法定監査の要否が定義されています。これらの要件は、後述する連結財務諸表免除要件を満たす会社を除き、オランダ会社を親会社とする連結ベースで判定する必要があります。各会社規模ごとの要件は以下のとおりです。

	小規模会社	小会社	中会社	大会社
総資産(百万ユーロ)	0.35未満	0.35以上、6未満	6以上、20未満	20以上
純売上高(百万ユーロ)	0.7未満	0.7以上、12未満	12以上、40未満	40以上
平均従業員数(人)	10未満	10以上、50未満	50以上、250未満	250以上

2年連続(新規設立の場合は初年度)で、その規模の3つの基準のうち2つ以上を満たした場合に、小規模、小規模、中規模、大規模に分類されることになります。

EU-IFRSを適用している企業は、自動的に大会社制度に該当するため、小規模・小・中会社向けの免除規定等を利用することはできませんので、ご注意ください。

下表は、規模の違いによる主な差異を概観したものである。この表の詳細については、次節で説明します。

	小規模会社	小会社	中会社	大会社
法定監査要件	該当無し	該当無し	該当有り	該当有り
財務諸表の発行要求事項	簡略式貸借対照表	簡略式貸借対照表及び限定的注記事項	- 取締役(会)報告書 - 財務諸表¹ - その他法定必須情報	- 取締役(会)報告書 - 財務諸表 - その他法定必須情報
適用可能なGAAP ⁴	以下のうちいずれかを適用。 - 小規模及び小会社向けオランダ会計基準 - 税務会計原則 - EU-IFRS	以下のうちいずれかを適用。 - 小規模及び小会社向けオランダ会計基準 - 税務会計原則 - EU-IFRS	以下のうちいずれかを適用。 - 中及び大会社向けオランダ会計基準 - EU-IFRS	以下のうちいずれかを適用。 - 中及び大会社向けオランダ会計基準 - EU-IFRS
連結	除外	除外	Art. 408 of Book 2 DCCが適用可能でない限り必須	Art. 408 of Book 2 DCCが適用可能でない限り必須

¹ オランダ会計基準の財務諸表開示義務は、大会社に比べ、中会社では広くありません。

アニュアルレポートの内容

一般的に、中及び大会社のアニュアルレポートには以下の文書が含まれます。

- 会社の財政状態、業績、リスク、持続可能性、将来計画などについての公正な見解を示す取締役(会)報告書
- (I)貸借対照表、(II)損益計算書、(III)キャッシュフロー計算書、(IV)貸借対照表および損益計算書に対する注記から構成される財務諸表
- 監査報告書を含むその他の情報

監査報告書には、特に、(a)財務諸表が、すべての重要な点において、適用される会計原則に従って作成され、一年間の財政状態及び経営成績を真実かつ公正に表示しているかどうか、(b)取締役会報告及びその他の情報が法的要件を満たし、財務諸表と整合し、重要な虚偽表示を含んでいないか、の点を記載しなければなりません。また、いわゆるOOB(公益法人)に対する監査報告書では、これらの会社に対する意見として、重要性、グループ監査範囲、監査上の主要な検討事項に関する情報を記載する必要があります。

小規模会社や小会社は、取締役(会)報告書を作成する必要はなく、監査要件もありません。いずれも簡略化した貸借対照表(小会社は加えて注記が必要)を商工会議所に提出することができます。このような一般的な要件にかかわらず、小規模会社や小会社は、その裁量で税務会計原則に基づく財務諸表を作成することができます。その結果、財務諸表に基づく資本と利益は、法人税申告書に基づく資本と利益と等しくなります。この制度は、小規模会社の管理負担を軽減するためにオランダの法律に導入されました。

中会社は監査を受けなければならないませんが、財務諸表の一部として略式の損益計算書を提出することが認められ、貸借対照表への一定の開示要求が免除されます。

財務諸表の作成

財務諸表の主な要件は、一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)に従って作成され、企業の資産、負債、経営成績、可能な限り支払能力および流動性に関する根拠のある意見を可能にする真実かつ公正な見解を提供しなければならないということです。

財務諸表は、オランダ会計基準またはEU-IFRSのいずれかに基づいて作成することができます。EU-IFRSは上場企業の連結財務諸表に要求されています。過去にオランダ会計基準委員会(DASB)は、オランダ会計基準の多くをIFRSに合わせるために修正・更新しました。しかし、オランダ会計基準とIFRSの間には依然として多くの相違点が残されています。EU-IFRSとオランダ会計基準間で根本的に異なる基準は、例えば、従業員給付が挙げられます。この大きな差異を克服するために、DASBはオランダ会計基準の財務諸表に他の会計基準を使用することを認めています。該当する基準は以下の通りです。

- IFRS 9 ‘金融商品’ 金融資産の減損に関する予想信用損失モデル
- IFRS 15 ‘顧客との契約から生じる収益’
- IFRS 16 ‘リース’
- IAS 19 ‘従業員給付’
- 年金会計に関するUS GAAPのトピックとサブトピック

連結財務諸表

グループ財務諸表に関する重要な問題は、オランダのほとんどの外国人投資家に影響を与えるものであり、特にオランダの会社がグループ構造の中で中間持株会社として使用されている場合、その影響が大きくなります。原則として、子会社を持つ会社は連結財務諸表を作成しなければなりません、重要な免除措置が用意されています。

オランダの小規模及び小会社は、連結財務諸表の作成・提出が免除されます。中間持株会社が連結ベースで小会社の基準を満たす場合、連結財務諸表を作成・提出する必要はありません(オランダ民法第 2:407 条第 2 項)。さらに、連結ベースで小会社の基準を満たさない中間持株会社、つまり、中会社や大会社であっても、オランダ民法典(DCC)第2条408項を適用することにより、連結財務諸表の作成が免除される場合があります。この免除を受ける場合、同社は会社決算にのみ規模基準を適用することができ、そのため、多くの場合、小会社のための制度に該当することになります。

この適用除外を受けるためには、中間持株会社がDCC第2条408項に規定される条件を全て満たしていることが非常に重要です。これらの条件とは、連結しなければならない財務情報が(最終)親会社の財務諸表に含まれていること、これらの財務諸表がEU法の規定または同様の基準に基づいて作成されており、取締役(会)報告書および監査報告書を添付して、許可された期間内に商工会議所に提出されていることです。

CSRD(企業サステナビリティ報告指令) サステナビリティ報告要件

2022年11月、欧州委員会は「企業サステナビリティ報告指令」の実施に合意しました。その目的として、EUにおいて非財務情報の報告が従来の財務報告と同様に重要になり、同じ品質レベルであるべきと考えられています。2024年からは上場企業に適用され、それ以降はEU内のすべての大企業に適用されます(その後、より多くの企業に影響が及ぶ)。非財務情報は、取締役(会)報告書に記載される必要があります。外部監査人は、この情報に対して限定的保証を与える必要があります。また、事後的に、合理的保証が必要とされる見込みです。

タイムテーブル

以下のタイムテーブルは、財務諸表作成プロセスに関連する時間軸と採用可能な延長期限を示したものです。なお、これは上場企業には適用されません。上場企業の場合、財務諸表は期末後4ヶ月以内に作成され、一般に公開されなければなりません。また、期末後6ヶ月以内に採択されなければなりません。

コンプライアンス違反に対する罰則

財務諸表の作成と提出に関する法定要件を満たしていない場合、これは取締役側の経済犯罪を構成します。

法的要件の不遵守は、会社が倒産した場合、重大な影響を及ぼす可能性があります。財務諸表の作成および提出に関する法定要件を満たしておらず、会社が清算される場合、取締役は善管注意義務を適切に果たさなかったとみなされ、清算時の赤字に対して個人的責任を負わされる可能性があります。

必要なアクション	時間軸	採用可能な延長期限
会計記録の維持	年間を通して実施	
財務諸表の作成	期末日後5ヶ月以内	最大5ヶ月(作成期限を最大期末日後10ヶ月以内に延長可能)
株主総会による財務諸表の採択	財務諸表作成後から2ヶ月以内	上記の延長が採用された場合、採択は期末日後12ヶ月以内に実施
財務諸表の提出	採択後8日以内(ただし、採択の有無に関わらず、遅くとも作成日から2ヶ月以内)	上記の延長が採用された場合、財務諸表の提出は期末日後12ヶ月以内に実施

PwC とは

組織構成

PwCは、「アシュアランス」、「税務・法務」、「アドバイザリー」の3つの異なるサービスラインで成り立っており、5,300人以上のスタッフを有しています。セクター別でのサービスも行っており、国内外の企業だけでなく、公共セクターや市民団体に対しても革新的なソリューションを提供しています。

部門や専門性の垣根を越えて、有機的な協同

アシュアランス部門では、主として情報やそのプロセスに対しての監査業務を提供しており、財務諸表の法定監査が当部門の業務の大部分を占めています。その他の業務としては、システム、プロセス、非財務情報に対する保証業務、複雑な会計論点やESG、リスクマネジメントに対するアドバイザリー業務に重点を置いています。

税務・法務部門では、企業、個人、その他組織の税務戦略、税務プランニング、税務コンプライアンスにかかる支援業務や税務関連のアドバイザリー業務を提供しています。当部門は法務アドバイザリー及びコンプライアンス支援業務も提供しており、また、報酬体系、年金制度、クロスボーダー組織構築、人事クラウドシステムへの移行等の課題に対応可能な労務専門家を擁しています。

アドバイザリー部門(Strategy &を含む)は、デジタルトランスフォーメーションをはじめとした、経営戦略の立案から実行までの支援を主眼としています。具体的には、経営戦略アドバイザリー業務、M&A関連アドバイザリー業務、組織再編関連アドバイザリー業務、不正・争議・サイバーセキュリティ関連のアドバイザリー業務、事業再生アドバイザリー業務を提供しています。

オランダのPwC



5,324

人

2022年6月30日現在の従業員数



12

拠点



8.2/8.2

クライアント満足度推奨度

強固なネットワーク

- PwCは、ビジネスと税務ポジションの最適化に必要な知識を有しており、また、オランダ税務当局との良好な関係を有しているため、クライアントからの各種要望に対して迅速かつ円滑な対応を行うことが可能です。
- PwCは税務実務の規模、サービス提供範囲、そして評判の観点から、世界でも有数のリーディングサービスプロバイダーとなっています。私たちはグローバルで、税務当局や政府と税務に関する議論をリードしています。
- PwC Legalは世界中に弁護士のネットワークを有する有数のファームとなっており、伝統的な弁護士業務に加え、コンサルタント、企業法律顧問としての資質を組み合わせ、リーガルコンサルタントとして活動しています。

ステークホルダーに対する責任

私たちは、お客様やその他のステークホルダーの戦略の一環として、生態学的、社会的、経済的価値の実現をサポートし、長期的観点でのバリュー提供を目指しています。私たちは知識を共有し、意識を高めることによってこれを実現します。このようにして、私たちは持続可能な経済発展を後押ししていきたいと考えています。さらには、信頼構築に対する社会的期待も日々変化しています。特にこのような予測困難な時代においては、ステークホルダーから、伝統的なアシュアランス業務やアドバイザー業務の範疇を超えた価値の提供を期待されています。PwCは、社会的信頼を構築し、重要な課題を解決していくことにより、信頼及び価値創造に対する社会的期待に応え、お客様の持続的な成長とそのための基盤となる信頼づくりに貢献します。

どのようにして差別化を行うか

私たちは、パンデミックや、ロシアによるウクライナへの侵攻、気候変動、サイバー攻撃、社会的不確実性など、前例のない未曾有の事態に直面しています。これらを乗り越えるためには、組織と社会を変革する必要があります。一方で、デジタル化進展は、伝統的なビジネスの境目が曖昧にし、新しい企業が異業種へと参入し、あるいは既存企業がテクノロジー企業を買収し、伝統的な産業への挑戦を行っています。また同時に、非グローバル化やサイバーリスク、プライバシー、サステナビリティや不平等といった社会的テーマも矢継ぎ早に出現しています。企業は、こうした諸課題に対して適切な対応と順応、そして変革をしていく必要に迫られており、同時にこれらに対するソリューションこそが必要とされています。

PwCは、その強みである専門知識とその能力とを掛け合わせ社会への信頼を築き、これら重要な諸課題の解決に向け、さまざまなアイデア、視点を提供して参ります。私たちPwCは、ESG、リスク&レギュレーション、Future of Work、Future of Finance、価値の創造など、クライアントの重要課題である幅広いテーマに対して、取り組んで参ります。

PwC Europeとしての連携

私たちPwCは、個別のメンバーファームから構成されたグローバルネットワークによって成り立っており、戦略や専門知識など、様々な分野で連携・協力をおこなっています。また、クライアントの国境を越えたビジネス活動の広がりと、それに伴うPwCのサービス提供機会の増大から、地域およびグローバルレベルでの連携も進んでおり、また技術革新に対する多額の投資の必要性がこれらの連携を促しています。欧州において、私たちはオーストリア、ベルギー、ドイツ、スイス、トルコのPwCメンバーファームを含めた、「PwC Europe」を構成し、ネットワーク内での緊密な協力関係を有しています。今後の注力領域としては、

テクノロジーとPwCが有するビジネス知見の融合による、顧客の課題解決であり、そのために、すべての地域で、最良のアイデアを集積していくための仕組みを導入しています。私たちPwCは、ヨーロッパ内でこれらのプロセスを整合させ、最良のアイデアを見極め、それらを協同しながら、デジタルソリューションを提供していく予定です。また、EMEA（ヨーロッパ、中東、アフリカ）レベル、そしてもちろん、グローバル・ネットワーク・レベルでの事業・投資も行なって参ります。

The New Equation

私たちは価値を行動で示します。

The New Equationは私たちのアイデンティティと価値を表します。例えば、自ら話す代わりに相手の話を聞くこと、あえてノーと言うこと、問題があると感じたときに警告すること、不適切な行動を話題に挙げることで、そして困難を抱えている同僚のために声をあげることなど、私たちの行動で価値を表現しています。

The New Equationは私たち自身から始まります。私たちが自らのリスクを理解し、それに適切に対処できるかどうか、人財管理が将来を見据えたものかどうか、そしてD&Iができているかどうかなど、私たちは有言実行して初めて信頼を得ることができます。

The New Equationは多様な視点を表します。急速に変化する世界では、機敏であることが重要です。社会との関連性を維持したいのであれば、すべての行動の出発点を私たち自身ではなく環境とする必要があります。私たちは、クライアントが本当に何を必要としているのか、社会が私たちに何を期待しているのかに耳を傾け、それに基づいて行動しています。

The New Equationは大きな社会問題に対するより良い解決策を見つけることによって変化を起こすことを意味します。専門知識、経験、テクノロジーをユニークかつ予期せぬ形で組み合わせて、すべての人に新しく興味深いソリューションを生み出します。

The New Equationは、ただ一生懸命働くことではなく、より賢く働くことによって、あえて異なる選択をしながら、物事をこれまでとは異なるやり方で行うことも意味します。



PwCの2030年の目標



ジェンダーバランスと機会均等の実現



社会・環境において、持続可能な成長を実現



年齢、障がい、文化的背景、性的指向、その他の地位にかかわらず、包括的で多様な文化と機会均等を実現



バリューチェーン全体に対して環境面での最良のインパクトを実現

ESG分野での行動が求められています。2021年11月のグラスゴーでの国連気候サミットは気候変動に加えて、気候変動・生物多様性の損失・不平等の相互作用についても指摘がなされました。政府とNGOの活動に加えて、私達全員もこれらの課題に対する責任を負っています。PwCは、自らの業務や、クライアントへのサービス提供においても、重要な役割を担っていると認識しており、我々のインパクトを重要かつ意義のあるものとするために、COP26における優先事項にも注力してまいります。

SDGsの戦略への融合

国連が提唱する「17の持続可能な開発目標」は、2030年までに私達が直面するグローバル課題を解決に向けた、国際的な議題提示を行っています。

私たちは、SDGsに関する新たな目標を定めることで、マイナス影響の圧縮と、プラスの影響を最大化を図り、2030年までのSDGs達成への必要事項を明確化しています。

連絡先と リンク

詳しい情報や、自社のチャンスを知るために、
お客様のPwCまたは当社ナレッジセンターにお問い合わせください:



新井 赫
シニア・マネージャー(会計・監査)

Mobile: +31 (0)6 18 90 99 68
Email: akira.a.arai@pwc.com



秋山 賢介
シニア・マネージャー(法人税)

Mobile: +31 (0)6 81 36 27 85
Email: kensuke.a.akiyama@pwc.com



Thomas Heaton
マネージャー(移転価格)

Mobile: +31 (0)6 48 44 90 88
Email: thomas.h.heaton@pwc.com

Links for more information:

PwC the Netherlands:
www.pwc.nl

Tax specific:
tax.summaries.pwc.com

本書は、PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V.^が作成し、2023年1月1日に締めくられた。その後の展開については記載していません。

PwCでは、社会の信頼を築き、重要な課題を解決することを目的としています。アシュアランス、アドバイザリー、税務サービスにおいて品質を提供することを約束する328,000人近くの人々を擁する152カ国の企業ネットワークです。詳細を確認し、www.pwc.comをご覧ください。重要なことをお知らせします。

この内容は、一般的な情報目的のためだけのものであり、専門的な助言を構成するものではないため、専門的な助言者との協議の代替として使用すべきではありません。PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V.は、本書に掲載されている情報に依拠して、またはそれに基づいて決定した場合に、あなたやその他の誰かが行動したり、行動することを控えたりした場合の結果について、いかなる負債、負債または注意義務も負いません。

© 2023年PricewaterhouseCoopers B.V. (KvK 34180289)。無断転載を禁じます。PwCとは、PwCネットワークおよび/またはそのメンバー企業のうちの1つ以上を指し、それぞれが別個の法的主体です。www.pwc.com/structureをご覧ください。詳細は(Link)。http://www.pwc.com/structure